

千歳恵庭圏都市計画

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と

「区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）」の素案

パブリックコメント（市民意見公募）閲覧用資料

意見募集期間	平成22年6月15日（火）～平成22年7月14日（水） ※郵送の場合は、当日消印有効
応募資格	千歳市内に在住、在勤または在学の方
意見の提出方法	<ul style="list-style-type: none">○ 「意見書」用紙に住所・氏名（法人の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）・電話番号・ご意見等を漏れなく記載してください。○ 郵便、ファクシミリ、電子メール、意見箱への書面の投函のいずれかによります。○ 記載事項漏れや電話・口答でのご意見は、提出意見として取り扱わない場合があります。
意見の提出先・問合せ	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市企画部まちづくり推進課都市計画係 電話：0123-24-3131（内線301） Fax：0123-22-8854 E-mail：machi@city.chitose.hokkaido.jp

【意見募集の趣旨】

千歳市と恵庭市で構成される千歳恵庭圏の広域都市計画について、都市計画の総合的な方針である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と市街化区域と市街化調整区域を定める「区域区分」が平成23年3月を目途に北海道において見直しが予定されております。

この見直しに際しまして、都市の状況に精通している各市が素案を作成し、北海道に対して案を申し出ることとされていることから、当市で作成した素案に対する意見募集を行うものです。

皆さまのご意見をお寄せください。

千 歳 恵 庭 圏 都 市 計 画

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と

「区域区分」の見直しに係る

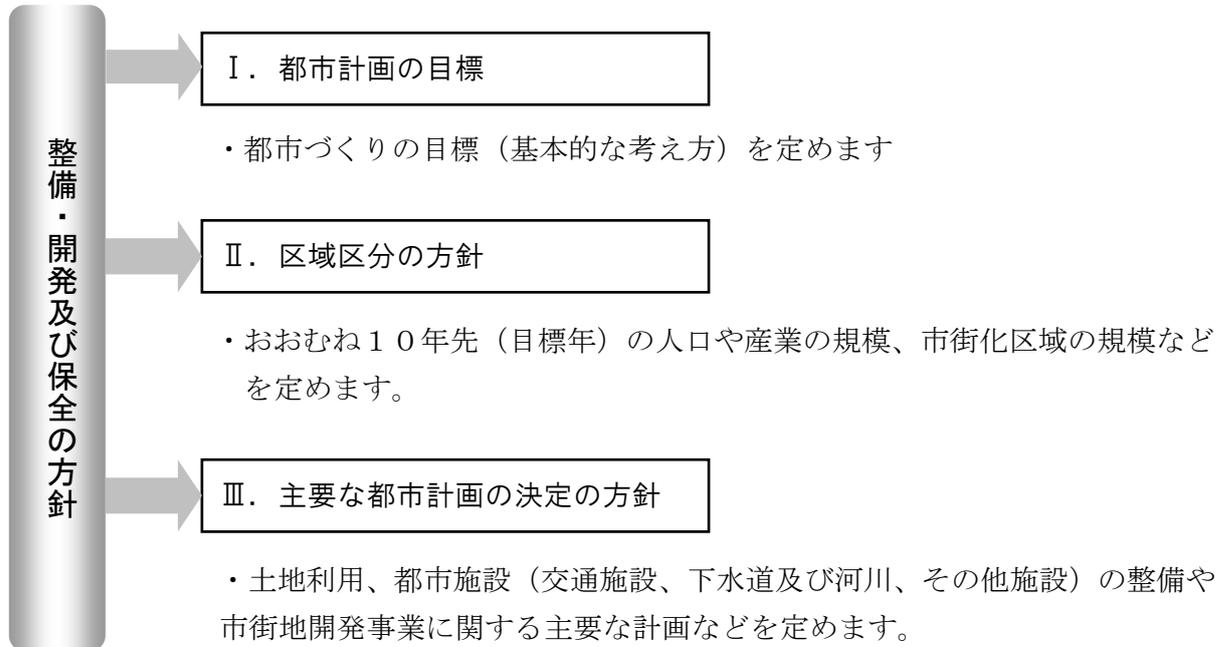
千 歳 市 の 方 針 素 案

【 目 次 】

1. 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 （以下「整・開・保の方針」とは	2
2. 「区域区分」とは	2
3. 「整・開・保の方針」と「区域区分」の見直しとは	3
4. 見直しの考え方	4
5. 見直し方針素案の概要（千歳市関係分）	6
6. 都市計画手続きのながれ	9
7. 千歳恵庭圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（素案）	10
8. 千歳恵庭圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針新旧対照表	22

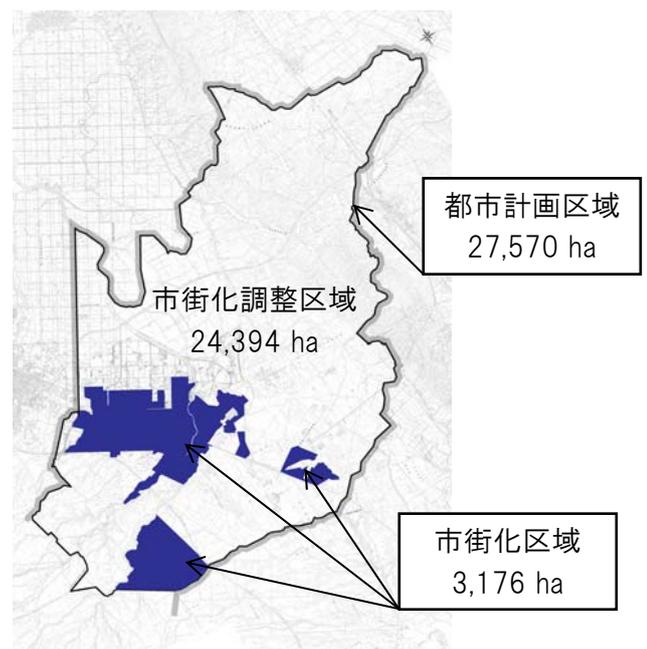
1. 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「整・開・保の方針」とします。）は、都市計画法（第6条の2）に基づき北海道が定める都市計画であり、総合的な方針として次の事項を定めます。



2. 「区域区分」とは

- ・ 「区域区分」とは、都市計画法（第7条）に規定されているもので、都市計画区域内において無秩序な市街化を防止し、健全で秩序ある発展を図るために、市街化（住宅を建てられる土地を増やすこと）を促進していく「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」に分ける制度のことです。
- ・ 現在、千歳市の都市計画区域（約27,570ha）のうち、市街化区域は3,176ha、市街化調整区域は24,394haとなっています。



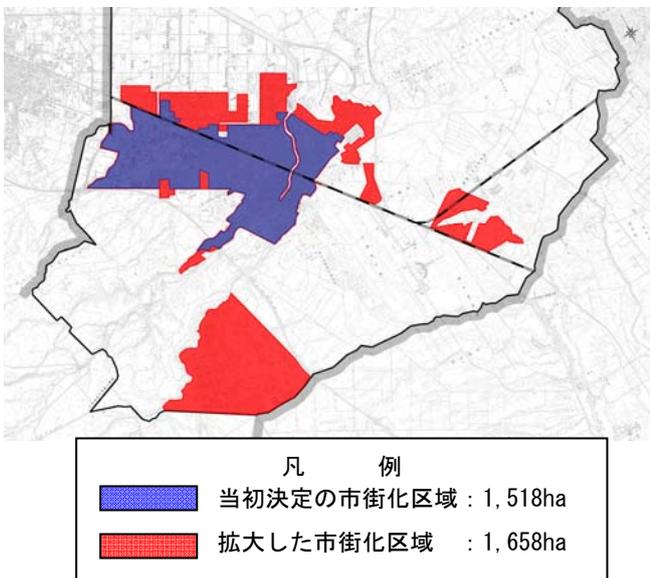
3. 「整備、開発及び保全の方針」と「区域区分」の見直しとは

～ なぜ「整・開・保の方針」の見直しを行うのか？ ～

- 北海道では平成16年に千歳恵庭圏（千歳市と恵庭市で構成される広域都市計画区域）の「整・開・保の方針」を策定しましたが、平成22年を目標年次としており、現在、人口減少や少子高齢化、産業構造の転換など社会経済情勢の変化に対応する必要性があることから平成32年の千歳恵庭圏のまちの姿を想定して見直しを行うこととしています。

見直しは北海道が行う都市の現況調査（都市計画基礎調査：都市計画法第6条）や北海道のまちづくりの方針等を踏まえて行います。

<区域区分見直しの状況>

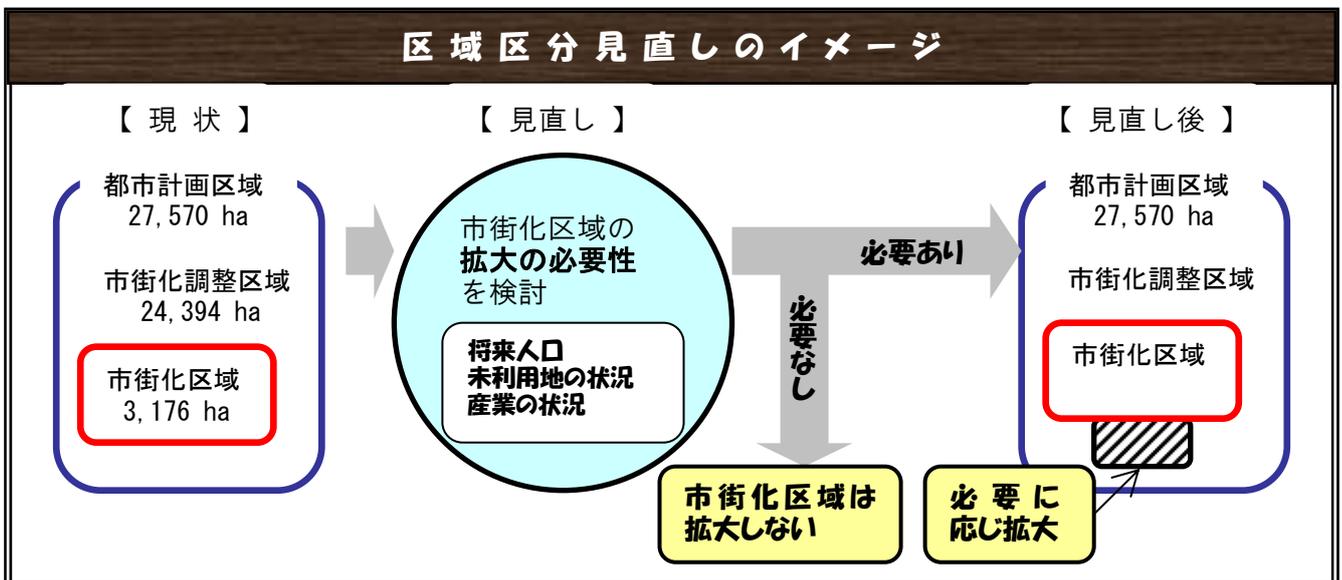


～なぜ「区域区分」の見直しを行うのか？～

- 「整・開・保の方針」の見直しの中で、平成32年の人口や産業の見通し、それらが適切に収容できるおおむねの市街化区域の規模を想定することから、「区域区分」の見直しも、これと同時に進行する必要があります。
- 「区域区分」の見直しは、これまで5回行われ、千歳市では1,658haの市街化区域の拡大を行い、今回が第6回目の見直しとなります。

～どのように見直しを行うのか？～

- 千歳市では、都市計画法や北海道の見直しの考え方等を基本とし、都市の現況、人口・産業の見通し等を想定し、必要に応じて見直しを行います。



4. 見直しの考え方

千歳市における「整・開・保の方針」と「区域区分」の見直しは、現況や将来の見通しなどを踏まえて市街化区域の拡大の必要性について検討を行いました。

千歳市の住宅地 住宅地の拡大の必要性はないものと考えています。

- 「整・開・保の方針」と「区域区分」の見直しに係る計画人口は、現在策定を進めている（仮称）千歳市第6期総合計画において設定される計画人口を採用することとし、平成32年人口は95,000人とします
- 平成32年における計画人口95,000人のうち市街化区域内に居住する人口は87,000人と推計され、基準年である平成17年国勢調査時の81,793人と比べ5,207人の増加が見込まれます。



※ S60～H17 国勢調査
H22～H32 千歳市独自推計

- 現市街化区域内には未利用住宅地が168ha存在し、平成32年までに利用住宅地へ転換される土地は62haと推計され、この転換される用地62haに5,207人を収容した場合の人口密度は84.0人/haとなることから現市街化区域内に収容が可能となります。
よって、今回の見直しにおいては住宅地の拡大の必要性はないものと考えます。

※都市計画運用指針、区域区分事務要領

住宅用地の人口密度については、土地の高度利用を図るべき区域にあつては、1ha当たり100人以上、その他の区域にあつては1ha当たり80人以上を目標とし、土地利用密度の低い地域であっても1ha当たり60人以上とすることを基本とする。

千歳市の工業地 ・ **経済状況の変化への対応が可能となるよう一定のフレームの確保が必要と考えます。**

- 千歳市の工業出荷額は平成12年までは大幅に増加しています。平成17年には一度減少しましたが近年回復の傾向にあり今後は微増していくと推計されます。
- 平成32年における工業用地の必要規模は、業種別工業出荷額データを基に算出すると119.0ha不足すると推計されます。

○ 現状においては現市街化区域内に約180haの工業用地の未利用地が存在することから、これらの既存ストックを活用することを基本としながらも経済状況等の変化に対応が可能となるよう推計に基づき、空港や新たに設置される空港インターチェンジ周辺の利便性の高い特定の地域については工業フレームの確保が必要であると考えています。



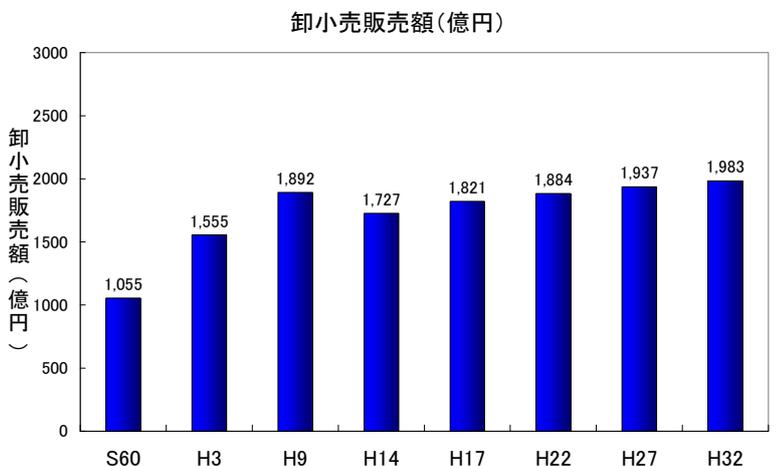
※ S60~H12はH17を基準とした物価指数での修正を行っています。

※工業系のフレームを確保した場合においても、工業地の拡大にあたっては位置や規模が妥当であり、開発の確実性があることが条件となります。

千歳市の商業地 ・ **商業地の拡大の必要性はないものと考えています。**

- 千歳市の卸小売販売額は平成9年までは大幅に増加していましたが近年の実績はほぼ横ばいに推移しています。
また、卸小売販売額の推移は近年の実績同様ほぼ横ばいに推移すると推計されます。

○ 今回の見直しにおいては、コンパクトなまちづくりの観点などから、大規模集客施設の立地を目的とする商業地の拡大は必要ないものと考えます。



※ S60~H12はH17を基準とした物価指数での修正を行っています。

5. 見直し方針素案の概要（千歳市関係分）

見直しについては、4.の「見直しの考え方」や現況調査（都市計画法第6条に基づく都市計画基礎調査）のほか北海道のまちづくりの方針（コンパクトなまちづくりに向けた基本方針）等を踏まえて、次のような方針素案といたしました。

a. 整・開・保の方針

I. 都市計画の目標

・目標年次

将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を平成32年の姿として策定する。

・基本理念

まちづくりにおいては、「都市化社会」から、安定・成熟した「都市型社会」の時代を迎えており、少子高齢・人口減少社会の到来、産業構造の転換などの社会経済情勢の変化に対応し、構成市における以下の基本目標を踏まえつつ、安全で快適な都市生活を持続可能とするコンパクトなまちづくり、さらには地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換に向けた都市づくりを進める。

* 千歳市 *

千歳市は、安定した地域農業の確立、交通の利便性を活かした物流施設や北海道の農産物を活かした食品加工産業などの誘致の推進、支笏洞爺国立公園を主とする豊かな大自然を背景とした観光産業の振興、新千歳空港等交通体系の整備充実が着実に進められており、水と緑豊かな生活環境のもと、文化的で人間味あふれる国際都市の形成を目指す。

また、近年の少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、社会経済のグローバル化と逼迫する地方財政、環境問題の深刻化による消費型社会から循環型社会への転換など、地方自治体を取り巻く環境は大きな変革期を迎えているなか、市民協働による自主自立の自治体運営と地域社会の持続的な発展を目指し、長期的な視野に立ったまちづくりの指針を示す新たな総合計画（平成23年度～平成32年度）との整合を図りながら、まちづくりを推進する。

Ⅱ. 区域区分の方針

(1) おおむねの人口

将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分 \ 年次	平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
千歳市の 都市計画区域内人口	91 千人 (91,201 人)	おおむね 95 千人 (94,800 人)
千歳市の 市街化区域内人口	82 千人 (81,793 人)	おおむね 87 千人 (87,000 人)

(2) 産業の規模

将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分 \ 年次		平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
千歳市の 生産規模	工業出荷額	2,045 億円	2,721 億円
	卸小売販売額	1,821 億円	1,983 億円

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針（主な変更点等）

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) 市街地において特に配慮すべき問題点等を有する市街地の土地利用の方針

② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- 一定規模の未利用地について、周辺住民のニーズ等を踏まえた生活利便施設の立地など、用途転換や用途の複合化を図る場合には、地区計画等を活用し計画的な土地利用の誘導に努める。

(5) 市街化調整区域の土地利用の方針

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- 新千歳空港周辺や新たに整備予定の空港インターチェンジ周辺について、既存市街地の工業系未利用地の活用を基本としながらも、交通利便性や産業振興等の観点から都市的土地利用の可能性について検討を行う。
- 市街化区域等の都市的土地利用が行われている区域に囲まれた市街化調整区域のうち、無秩序な土地利用や街区の環境が形成されるおそれがあり、隣接する市街化区域の環境の保全等が必要な区域については、必要に応じて農林業との調整を図った上で、地区計画等を定めることにより、都市的土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の方針

(1) 交通施設

交通体系の整備の方針

- ・人口減少などの社会情勢の変化に対応した、将来の都市像に沿った交通体系となっているかについて、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と、情報技術などを活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で、交通施設整備を検討する。

a 道路

- ・千歳バイパス、9線通延伸、泉沢新アクセス道路の削除。
- ・主要幹線道路等の道路網形成については、これらに連絡する既存の道路の活用を基本としていることから、交通需要や都市交通のニーズなどを勘案し必要に応じて新たな道路整備や改良などの検討を行う。
- ・鉄道の踏切部で発生する交通混雑解消に向けた検討を行うとともに、土地利用の動向や計画交通量などから都市構造を勘案し、適切な時期に鉄道の高架化の検討を行う。

(2) 下水道及び河川

a 下水道

- ・千歳公共下水道では、千歳川左岸地区などの幹線管渠の整備を行うとともに、老朽化した下水道施設は長寿命化を図りながら改築更新を図る。

b 河川

- ・河川については、千歳川、長都川、ユカンボシ川などの整備の促進を図るとともに、内水対策、流域対策について、地域で協議を行い必要な対策を進めていく。

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 廃棄物処理施設

- ・千歳市の一般廃棄物処理施設は、再資源化施設及び焼却施設、隣接して埋立処分場を美々地区に設置しており、当分の間、この処理体制を維持するとともに効率的・効果的なごみ処理体制の充実を図るため、広域化についても検討を行う。

b 市場

- ・千歳市公設地方卸売市場は、上長都地区に配置されているが、市場の取扱量が減少しており、市場としての適正な規模を検討する。

3. 市街地再開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・中心市街地地区における交流拠点にふさわしい、快適な歩行者空間の確保と景観形成を進めるとともに、市街地の開発においては、おさつ駅みどり台地区、北陽高校前地区及びあずさ地区の土地区画整理事業の推進により、低層住宅を主体とした良好な住宅地供給を行う。

4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定方針

- ・本区域の主要な公園緑地等については、各市で定める「緑の基本計画」による配置計画に基づき、公園緑地等の整備を予定する。

※詳しくは「整・開・保の方針」素案(10ページ以降)及び新旧対照表(22ページ以降)をご覧ください。

b. 区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）

区域区分

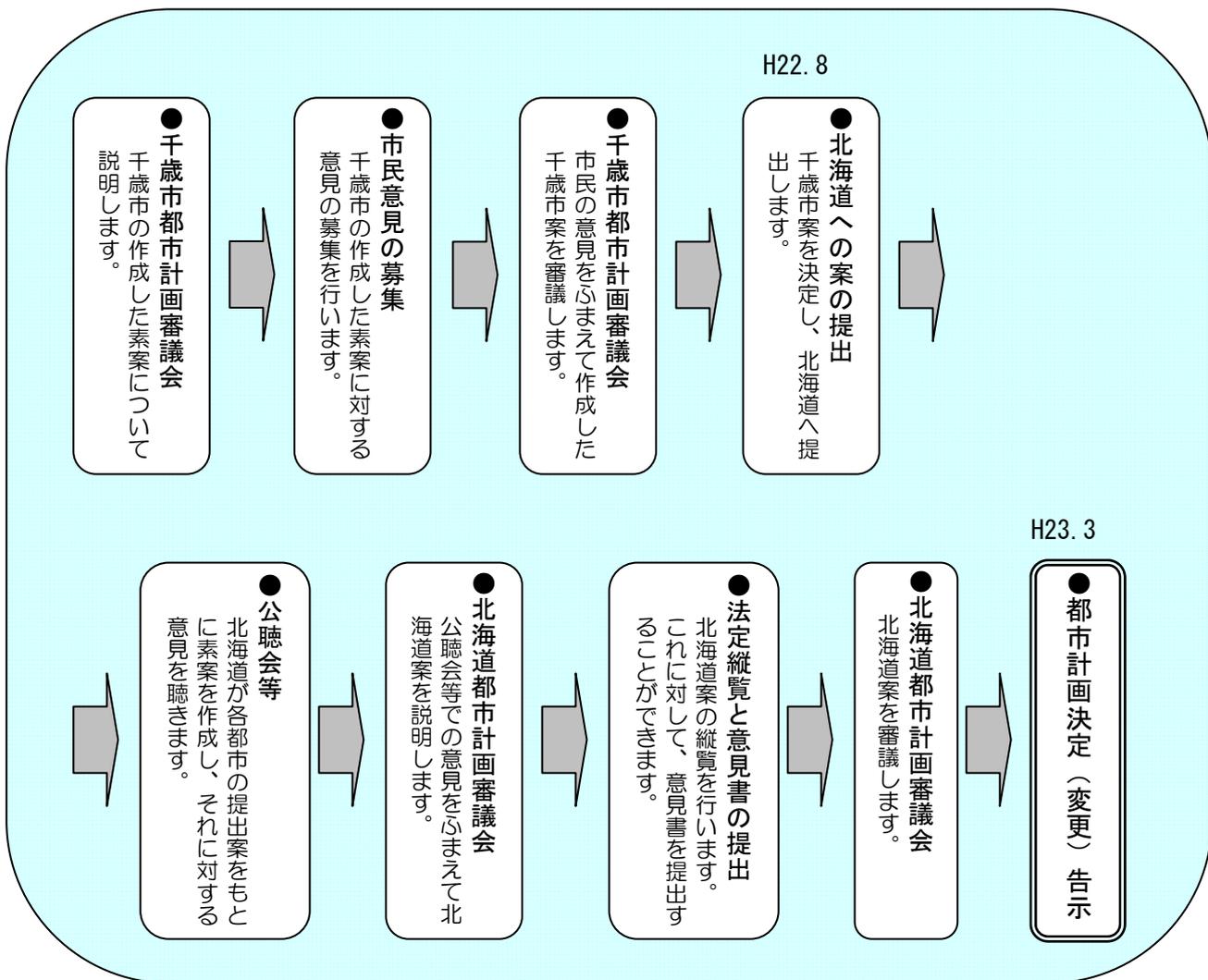
【見直し方針素案】

今回の見直しにおいては

「市街化区域を拡大する必要はない」ものと考えます。

※ただし、工業用地の必要規模の算定において、目標年の平成32年までに工業用地が不足する推計となっていることから、新たな工業系の市街化区域拡大は、新千歳空港や新たに設置される空港インターチェンジ周辺の利便性の高い特定の地域について、位置及び規模の妥当性、開発の確実性などの条件が整った場合、見直しの検討が行えるよう、整・開・保の方針の（5）市街化調整区域の土地利用の方針にその旨を記載しております。

6. 都市計画手続きのながれ



※整・開・保の方針及び区域区分の千歳市素案については、北海道への案の提出後、関係機関の協議や公聴会及び審議会などにより修正等が行われることとなります。

千歳恵庭圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（素案）

千歳恵庭圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

千歳恵庭圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

(1) 目標年次

この方針では、千歳恵庭圏都市計画区域（以下「本区域」という）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を平成 32 年の姿として策定する。

(2) 範囲

その範囲及び規模は、千歳市及び恵庭市の 2 市にわたり、その面積は次のとおりである。

都市計画区域の範囲	市	範囲	面積
	千歳市	行政区域の一部	約 27,570 ha
	恵庭市	行政区域の一部	約 16,420 ha
	合計		約 43,990 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域（石狩地域）の中核都市群として、道都札幌市と苫小牧市及び室蘭市の臨海工業地帯の中間に位置し、陸、海及び空路の全てをいかせる交通の要衝地で、人口 159,051 人（平成 17 年国勢調査）を擁する地域であり、交通、工業、観光等の都市機能と恵まれた気候及び風土により農業との調和を図りながら快適な都市圏の形成に努めている。

圏域は、千歳市と恵庭市によって構成され、JR 千歳線、JR 石勝線、3・2・3 号国道 36 号（国道 36 号）、北海道縦貫自動車道、北海道横断自動車道等によって全道各地と連携されるとともに、新千歳空港によって全国の主要地域と結ばれている。

現在、圏域では、新・北海道総合計画に基づき、北海道全体をけん引する「道央広域連携地域」として取り組みが進められており、また、新千歳空港の国際拠点空港化が推進されている。

このような立地条件にあって、支笏洞爺国立公園に連なる水と緑豊かな自然、北海道のなかでは雪が少なく比較的温暖な気候、平坦で広大な用地、地下水をはじめとする豊富な水資源など、都市的な発展のポテンシャルに支えられ、平成 5 年に地方拠点都市地域の指定を受けるなど、先端的な技術開発を中心とした知識集約型産業の育成と自然と共生する、ゆとりと潤いに満ちた都市づくりを進め、北のハイテク都市の形成を目指している。

一方、地方拠点都市地域として千歳恵庭圏の都市機能をさらに向上させるなど、地域の自立的成長力を高めていくことが重要となっているが、まちづくりにおいては、「都市化社会」から、安定・成熟した「都市型社会」の時代を迎えており、少子高齢・人口減少社会の到来、産業構造の転換などの社会経済情勢の変化に対応し、構成市における以下の基本目標を踏まえつつ、安全で快適な都市生活を持続可能とするコンパクトなまちづくり、さらには地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換に向けた都市づくりを進める。

(1) 千歳市

千歳市は、安定した地域農業の確立、製造業や光関連産業に加え、交通の利便性を活かした物流施設や北海道の農産物を活かした食品加工産業などの誘致の推進、支笏洞爺国立公園を主とする豊かな大自然を背景とした観光産業の振興、新千歳空港等交通体系の整備充実並びに堅実な人口増加に支えられた住宅地の整備が着実に進められており、水と緑豊かな生活環境のもと、文化的で人間味あふれる国際都市の形成を目指している。

近年の少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、社会経済のグローバル化と逼迫する地方財政、環境問題の深刻化による消費型社会から循環型社会への転換など、地方自治体を取り巻く環境は大きな変革期を迎えているなか、市民協働による自主自立の自治体運営と地域社会の持続的な発展を目指し、長期的な視野に立ったまちづくりの指針を示す新たな総合計画（平成 23 年度～平成 32 年度）との整合を図りながら、まちづくりを推進する。

(2) 恵庭市

恵庭市は、食品・住宅関連産業を中心とする工業の集積や、道都圏の増加人口を収容するための住宅地の整備、開発により、道内でも有数な人口増加都市として成長を遂げてきており、人口減少、高齢化等、社会情勢が変化する中においても緩やかではあるが人口増加を続けてきた。し

かし将来においては、「集約型都市構造」を明確に意識した上で、恵庭、島松、恵み野のJR千歳線3駅を中心に、それぞれ個性豊かな「地域中心」の形成を図りながら、都市全体として必要な都市機能を分担して提供し、だれもが、安心安全に暮らせるコンパクトな生活都市の実現を目指していく。

平成18年3月に議決された第4期恵庭市総合計画(平成18年度～平成27年度)は、将来像を「水・緑・花 人がふれあう 生活都市えにわ」としており、その実現に向けて、①水と緑と花に彩られた魅力あるまちづくり、②安心して健康に暮らし子どもを大切にするまちづくり、③学ぶところと元気なからだを育むまちづくり、④生活環境が整い安全安心でゆとりあるまちづくり、⑤地域資源を生かした活気あるまちづくり、⑥市民と行政が情報と活動を共有するまちづくりの6つの基本目標に基づき、まちづくりを推進している。

II. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1. 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定める。

なお、区域区分を定めることとした根拠は以下のとおりである。

本区域は道央圏の中核的都市として、人口及び世帯数ともに増加傾向を示しており、これまでも空陸交通の要衝としての利便性や自然環境の豊かさを好条件として、先端産業や食品加工業などの企業進出が行われ、製造品出荷額等についても増加傾向にあることから、今後も農林業との調整を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、引き続き区域区分を定める。

2. 区域区分の方針

(1) おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分	年次	平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
都市計画区域内人口		159 千人	おおむね 164 千人
市街化区域内人口		145 千人	おおむね 154 千人

(注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

(2) 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分	年次	平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
生産規模	工業出荷額	3,405 億円	4,589 億円
	卸小売販売額	2,680 億円	3,186 億円
就業構造	第 1 次産業	2.9 千人(3.8%)	2.5 千人(3.2%)
	第 2 次産業	15.7 千人(20.9%)	17.5 千人(22.0%)
	第 3 次産業	56.6 千人(75.3%)	59.4 千人(74.8%)

(3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

市街化区域は、平成 17 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、その規模については、都市計画基礎調査に基づき、将来の市街地を配置すべき人口・産業を適切に収容しうる規模として、次のとおり想定する。

年 次	平成 32 年
市街化区域面積	おおむね 5,026 ha

(注) 市街化区域面積は、平成 32 年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積

を含まないものとする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域は、豊かな自然に恵まれ、空・陸交通の要衝として発展しており、それに伴う人口増加に合わせた計画的な市街地の整備を進めてきたが、少子高齢・人口減少社会の到来、産業構造の転換などの都市をとりまく環境の変化に対応するため、都市機能の適切な配置や既存ストックの有効活用などによりコンパクトで成熟したまちづくり、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指す。

このため、本区域の市街地においては、住居系、商業系、工業系のそれぞれの土地利用の方針に沿って、周辺環境と調和のとれた市街地の形成を図るとともに、地区計画制度等を活用しながら、地区の特性に応じたまちづくりを目指すこととし、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地、産業支援・交流業務地の各用途を次のように配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・高度利用住宅地は、千歳市の中心商業業務地の周辺や恵庭市の地域商業業務地の周辺に配置し、中高層住宅を主体とし多様な都市機能と複合化した利便性の高い住宅地を形成する。また、恵庭市の高度利用住宅地については、住宅の更新などに合わせて土地の高度利用の促進や市街地環境の改善を図る。
- ・一般住宅地は、高度利用住宅地の周辺や幹線道路の沿道、千歳市の地域商業業務地の周辺などに配置し、生活利便施設や医療・福祉施設、公共公益施設等が適切に配置された、良好な住環境の形成を図る。また、恵庭市の一般住宅地のうち、都市基盤施設が未整備のまま土地利用が進んできた住宅地については、これらの施設の整備を進め、住環境の改善を図る。
- ・専用住宅地は、千歳市の自由ヶ丘地区、桜木地区、北光地区、北陽地区、JR長都駅前及び周辺地区、桂木地区、新星地区、恵庭市の恵み野地区、美咲野地区、黄金地区などに配置し、低層専用住宅を主体としたゆとりある住環境の維持、保全を図る。
- ・千歳市の泉沢向陽台地区等には、臨森林型住宅地の専用住宅を配置し、周辺の森林環境を生かしたゆとりと潤いのある低層専用住宅地を配置する。
- ・今後、整備される住宅地については、地区特性等を踏まえ必要に応じて地区計画等を活用することにより、計画的に良好な住環境の形成を図るとともに、生活利便施設等の立地について、適切な規模及び配置となるよう誘導に努める。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、千歳市の JR 千歳駅周辺に配置し、多様な経済活動や事業活動、人の交流が行われる広域的かつ総合的な拠点の形成を図る。
- ・地域商業業務地は、千歳市の JR 長都駅周辺、泉沢タウンセンター地区、恵庭市の JR 恵庭駅周辺及び漁町地区と JR 島松駅、JR 恵み野駅の各周辺に配置し、日常生活圏における生活利便性等の確保や住民の健康増進や文化の享受に資する土地利用を図る。
- ・沿道商業業務地は、3・2・3 号国道 36 号（国道 36 号）、3・3・7 号中央大通のうち北信濃地区から北栄地区及び本町地区にかけての沿道など、主要幹線道路等の沿道に配置し、背後地の住環境等に配慮しつつ沿道における利便性の向上を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域における工業・流通業務地は、一般工業地及び流通業務地で構成する。
- ・千歳市の工業・流通業務地については、千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画などと整合性を図りながら新千歳空港の機能の強化に合わせ、主要幹線道路の整備を進め、製造業や先端技術産業、流通加工機能等の集積を図ることとし、恵庭市の工業・流通業務地については、リサーチコア事業を推進し、既存の食品・物流関連産業等を中心とする工業集積とともに、今後は先端産業及びベンチャー企業の立地を促進していく。また、スポーツ・レクリエーション機能の導入や公園・緑地の配置など潤いのある操業環境の創出を図る。
- ・一般工業地は、千歳市の北信濃地区、上長都地区、美々地区、泉沢地区などに配置し、製造加工業を主体とした内陸型工業地や新千歳空港への近接性、緑豊かな環境を生かした多機能複合型工業地を形成する。
- ・恵庭市の恵庭テクノパークには一般工業地を配置し、一般企業の誘致のほか、インキュベーター

ト機能の増進やベンチャー企業の受け入れを図ることにより、既存企業が新技術等の導入により新規事業を立ち上げるなどの産業振興を支援する。

- ・流通業務地は、千歳市の流通地区及び清流地区に配置し、広域的な交通利便性の高さを生かすとともに、周辺の住環境に配慮した流通業務地の形成を図る。

④ 産業支援・交流業務地

- ・本区域の産業支援・交流業務地は千歳市の JR 南千歳駅周辺、美々地区、流通地区に配置し、中心商業業務地を補完し、生産、物流、学術研究の活動を支える都市活動拠点の形成を図る。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- ・中心商業業務地や官公庁が立地する地区については、各機能の集積による効果を高めるため高密度での土地利用を推進する。
- ・中層公営住宅を計画的に配置する千歳市の末広地区及び緑町地区並びに公営住宅の建替事業を図る恵庭市の恵央地区については、公共空間やオープンスペースの適切な確保を図りながら高密度での土地利用を進める。
- ・計画的な住宅地の開発が行われた千歳市の泉沢地区、清流地区、北陽地区、勇舞地区、現在、開発が進められている千歳市のおさつ駅みどり台地区、北陽高校前地区、あずさ地区、恵庭市の恵み野地区、黄金地区、美咲野地区などについては、低密度での土地利用により、ゆとりある良好な住環境の維持、形成を図る。

(3) 市街地における住宅建設の方針

- ・本区域における公共賃貸住宅については、千歳市公営住宅ストック総合活用計画及び恵庭市公営住宅整備活用計画に基づき、計画的に建替事業を推進しているところであり、今後についても、高齢化社会に対応した公共賃貸住宅の整備を進めるとともに、住宅マスタープランの見直し及び新たに策定予定の公営住宅長寿命化計画などにより、今後の公営住宅の建替や既存ストックの有効利用を図るものとする。

(4) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

- ・中心商業業務地については、土地の高度利用の促進と都市機能の向上、建築物の不燃化を図るとともに、魅力ある良好な都市空間を創出に努める。特に JR 千歳駅付近を駅前交流拠点とし、主要幹線道路沿道での商業・業務機能と居住機能の複合化による都心機能や沿道サービス機能の強化、魅力ある商業空間の創出を図る。
- ・千歳市の JR 長都駅周辺や泉沢タウンセンター地区については、地域商業業務地として、日常生活圏における利便性の向上に資する土地の高度利用を図る。
- ・恵庭市の JR 恵庭駅周辺については、市の玄関口としてふさわしい商業・業務機能の集積を促進するため、土地の高度利用を図る。
- ・千歳市の末広地区及び緑町地区並びに恵庭市の恵央地区の公営住宅については、計画的な建替事業等の促進により土地の高度利用を進めるとともに、オープンスペース等を適切に確保することにより住環境の改善を図る。

② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・中心商業業務地や JR 長都駅周辺及び泉沢地域のタウンセンター地区周辺については、周辺住民のニーズや土地利用の動向等を踏まえ、必要に応じて用途転換や用途の複合化を図ることにより、多様な都市機能の集積や商業業務機能の増進を図る。
- ・一定規模の未利用地について、周辺住民のニーズ等を踏まえた生活利便施設の立地など、用途転換や用途の複合化を図る場合には、地区計画等を活用し計画的な土地利用の誘導に努める。
- ・恵庭市の JR 恵庭駅周辺は、多くの人々が集い交流する魅力的な地域拠点の形成を進めるため、用途転換や用途の複合化を図る。
- ・本区域の幹線道路の沿道については、背後地の住環境や工業地の操業環境等に配慮し、地区特性に応じた用途転換を図る。

③ 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・既存の中心商業業務地周辺にある老朽高密住宅地は、商業機能の集積、拡大にあわせ、建替えと高度利用及び不燃化を促進し、地区環境の改善を図る。

- ・耐震性が確保されていない老朽住宅等においては、耐震化の促進に取り組み、建替えにあわせ長期優良住宅等の推進を行い、居住環境の改善を図る。
- ・千歳市の航空機騒音の影響を受ける準工業地域のうち、主に住宅系の土地利用が図られている地区については、住宅地としての環境の保全を推進する。
- ・老朽化した公営住宅が立地する千歳市の末広地区、富丘地区並びに恵庭市の恵央地区の公営住宅については、建替事業により良好な住環境の形成を図る。
- ・計画的に開発が行われた千歳市の泉沢地区、清流地区、北陽地区、勇舞地区及び現在開発が進められている、おさつ駅みどり台地区や北陽高校前地区及びあずさ地区、恵庭市の恵み野地区、黄金地区、美咲野地区などの住宅地は、地区計画等により引き続き良好な居住環境の維持形成に努めることとする。

④ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・本区域の市街地部では、千歳川や漁川をはじめとする多くの河川が市街化区域内を貫流し、市街地の縁辺部も含めて自然環境が多く残されていることが特徴である。このことから、市街地整備に当たってもこれらの環境を生かしていくことを基本に、市街地の水辺、樹林、斜面等の緑地については、都市として守るべき緑地であり、都市の貴重な自然環境として、計画的に保全活用を図るものとする。

(5) 市街化調整区域の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・本区域のうち、集団的農用地や国・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域、実施を予定している区域などについては、健全な農業の維持と発展を図るためにも、今後とも優良な農用地として、その保全に努め、特に、農用地利用計画の中で、農振法第8条第2項第1号の規定に基づき、農用地区域として定められたものについては「農業上の利用を図るべき土地」として、原則市街化区域の拡大の対象とはしない。
- ・千歳市の北東部は優良な農業地域となっており、都市地域との整合を図りながら、生産性が高く魅力ある農業経営をめざすものとし、農業基盤の整備や農業と他産業との結びつきを深める複合的産業化を進めるなど、農村環境の一層の整備を図る。
- ・恵庭市においても、農用地は、市民に新鮮な農作物を提供する生産の場であると同時にその生産の仕組みを通じてまち全体の土地や、水、緑の環境を守り、土に親しむ機会を提供する貴重な都市住民との交流の場であることから、このような重要な役割を果たしている農業地域においては、都市地域との調和や交流に配慮しながら保全を図る。

② 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

- ・崖地や傾斜地などの災害の発生のおそれがある地区については、市街化を抑制するとともに緑化を促進し、保全に努め災害の防止を図る。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・市街地の周辺にある保安林や千歳市の蘭越地区周辺の樹林地及び恵庭市の西島松地区南側にある環境緑地保護地区の既存樹林地等にあつては、良好な自然環境は後世に継承すべき貴重な市民の財産であることから、その良好な風致景観を維持し、保全を図る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・本区域は、人口、産業規模ともに増加傾向を示しており、都市化の熟度に合わせ、新たな市街地について、環境保全上の観点に十分配慮し、農林業との十分な調整を図りつつ、市街地整備の見通しが確実にになった段階で市街化区域への編入を予定することとする。
- ・千歳市においては、新千歳空港周辺や新たに整備予定の空港インターチェンジ周辺について既存市街地の工業系未利用地の活用を基本としながらも、交通利便性や産業振興等の観点から都市的土地利用の可能性について検討を行う。
- ・恵庭市においては、西島松地区及び北柏木・柏陽町地区について、住居系及び沿道商業・業務系の計画的な市街地整備の検討を行うと共に、「道と川の駅」周辺の整備を進め交流拠点としての強化充実を図る。
- ・市街化区域等の都市的土地利用が行われている区域に囲まれた市街化調整区域のうち、無秩序な土地利用や街区の環境が形成されるおそれがあり、隣接する市街化区域の環境の保全等が必要な区域については、必要に応じて農林業との調整を図った上で地区計画等を定めることにより、都市的土地利用の整序を図る。また、農業地域等における各活動拠点での公共公

益施設を中心とした生活拠点の充実、国道や道道沿道での景観形成の視点や沿道サービス施設など有効利用の観点、グリーンツーリズムをはじめとする都市地域と農村地域の新たな交流の促進など、市街化区域では達成できない特有の開発や土地利用については、必要に応じて農林業と調整を図った上で地区計画等を定めることにより、周辺環境と調和した計画的な立地となるよう努める。

- ・ 恵庭市の市街化調整区域における優良田園住宅の整備については、周辺の自然環境の保全や農業と都市的土地利用の調和に配慮するとともに、地区計画を定め、良好な田園環境の形成を目指す。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、北海道の空の玄関である新千歳空港を擁し、本道の政治経済及び文化の中心である札幌と、開発の進む苫小牧東部工業基地の中間に位置し、交通結節点としての機能を持ち、臨空港型工業都市、観光都市及び道央都市圏における広域的な都市機能を分担する都市として発展を続けている都市計画区域である。

本区域の交通体系は、北海道縦貫自動車道、北海道横断自動車道、3・2・63号道央新道(道央圏連絡道路)、3・2・3号国道36号(国道36号)、3・3・10号駅大通(国道337号)が主要幹線道路として広域交通の骨格を構成し、さらに、JR千歳線、石勝線が道内の主要都市へ連絡するなど、交通の要衝となっている。

一方、交通の主流である自動車交通については、本区域を縦貫している3・2・3号国道36号(国道36号)が、室蘭、苫小牧方面と札幌、小樽方面を結ぶ主要幹線道路である。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的、一体的に進めるとともに、人口減少などの社会情勢の変化に対応した、将来の都市像に沿った交通体系となっているかについて、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と、情報技術などを活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で、交通施設整備を検討する。

これらの考えを基に、基本方針は次のとおりとする。

ア 広域交通及び域内交通需要に対しては、人口減少などの社会情勢の変化や新千歳空港の機能強化に対応した、各種交通機関の適切な役割分担と有機的な連携を図り、総合的な交通体系の確立を目指す。

イ 施設整備にあたっては交通需要に応じて計画的・段階的整備を行うとともに、生活様式の多様化への対応、安全性や環境との調和の向上、高齢化社会を踏まえたバリアフリー化の推進など、活力と潤いのある都市環境の確保に努める。

ウ 駅周辺を中核とした公共交通ネットワークの充実に努めるとともに、CO₂の削減など、より環境へ配慮しながらも利用者や時代のニーズに沿った適切な交通システムを目指す。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点にたって整備を図っていくものとするが、道路については、当面次のような整備水準を目標として整備を進める。

街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の全線整備を目指すとともに、都市内の幹線街路網は各街路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の幹線街路網密度がおおむね3.51 km/km²となるように都市計画道路の整備を図る。

年 次	平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
幹線街路網	3.35 km/km ²	3.51 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道 路

- ・広域的な観点から、迅速かつ円滑な自動車交通を確保するため、新たに札幌・千歳・帯広方面をネットワークする北海道横断自動車道、札幌・石狩方面と千歳・新千歳空港をネットワークする3・2・63号道央新道（道央圏連絡道路・国道337号）、北海道縦貫自動車道における空港インターチェンジの整備を促進するとともに、北海道横断自動車道への利用拡大の為、スマートインターチェンジの設置を検討する。
- ・空港・産業・流通・観光の連携強化に適切に対応するため、3・2・3号国道36号（国道36号）、3・4・18号支笏湖通（道道支笏湖公園線）、3・2・54号空港泉沢大通（道道泉沢新千歳空港線）、3・2・26号美々駒里大通（道道早来千歳線）等において交通環境の改善や整備を促進するとともに、羊ヶ丘通延伸の配置について検討を行う。また、これら主要幹線道路を補完する幹線道路の3・4・107号恵南柏木通、3・4・111号基線通、3・4・123号団地中央通などを配置する。さらに、主要幹線道路等の道路網形成については、これらに連絡する既存の道路の活用を基本としていることから、交通需要や都市交通のニーズなどを勘案し必要に応じて新たな道路整備や改良などの検討を行う。
- ・住区レベルの道路については、近隣住区内の幹線となる補助幹線道路やそれに連絡する住区内の主要な区画道路の整備を促進する。
- ・鉄道の踏切部で発生する交通混雑解消に向けた検討を行うとともに、土地利用の動向や計画交通量などから都市構造を勘案し、適切な時期に鉄道の高架化の検討を行う。
- ・サイクリングロードについては広域での自治体連携等によるサイクルネット構想が検討されていることから、広域自転車道の整備促進を図る。

b 駐車場・駐輪場

- ・駐車場・駐輪場については、駅周辺における駐車場・駐輪場需要に対応するため効率的な駐車場・駐輪場を配置する。

c 自動車ターミナル

- ・人と地球にやさしい交通システムを目指すため、公共交通ネットワークの利便性を向上させ、市民が集い親しまれる空間として、駅周辺におけるバスターミナル機能の充実を図る。

d 空港

- ・北海道の空の玄関である新千歳空港については、グローバル化の進展に伴う人や物の増大に対応するため、国際拠点空港化を推進し、国内、国際航空旅客及び貨物の需要に対応できる整備促進を図る。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりである。

a 道路

- ・北海道横断自動車道の整備を促進する。
- ・3・2・63号道央新道（道央圏連絡道路・国道337号）の整備を促進する。
- ・北海道縦貫自動車道における空港インターチェンジの整備を促進する。
- ・3・2・54号空港泉沢大通（道道泉沢新千歳空港線）の整備を促進する。
- ・3・2・26号美々駒里大通（道道早来千歳線）の拡幅整備を促進する。

b 空港

- ・新千歳空港の第2旅客ターミナルビルを含めた全体計画の早期完成を図るとともに、空港周辺の環境整備を進める。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

近年における都市化の進展は、市街地の保水遊水機能の低下による中小河川の氾濫、雨水排水施設の整備の立ち遅れによる浸水被害などの問題をもたらしている。

このため、土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア 下水道

- ・生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水被害の防止を図り、都市の健全な発展

と衛生環境の向上に資するため、下水道整備を促進する。

イ 河川

- ・河川については、流域の現況や洪水特性を踏まえ、「石狩川水系千歳川河川整備計画」に基づき積極的に治水施設などの整備を促進する。また、市街地の開発にあつては、流域が本来有している保水、遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画などを勘案し、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境の保全に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

- ・本区域における下水道の整備は将来の土地利用計画と整合を図りながら公共下水道により整備する。
公共下水道の普及率は平成17年で千歳市が97.7%、恵庭市が96.8%であり、引き続き市街地の普及を目指し、整備促進を図る。

イ 河川

- ・河川については、市街地の進展に伴う土地利用の変化、市街地の拡大等による流出量の増大に対する安全性の確保に十分配慮するとともに、市街地の公園緑地とネットワークを強めて、河川の親水性の向上に努め、周辺環境に配慮した河川整備を促進する。

② 主要な施設の配置方針

a 下水道

- ・本区域における都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、千歳市を排水区域とする千歳公共下水道及び恵庭市を排水区域とする恵庭公共下水道の整備を図る。
- ・千歳公共下水道については、清流及び美々に処理場を配置し、排水区域内にポンプ場、幹線管渠を確保するとともに、適切な改築更新を図る。
- ・恵庭公共下水道については、中島松地区に処理場を配置し幹線管渠を適切に確保し、順次処理区域の拡大を図る。
- ・雨水処理については河川改修整備の進捗を踏まえ、市街地整備との整合を図りながら、雨水貯留機能を備えた流出抑制対策を計画する。

b 河川

- ・千歳川、長都川、漁川、島松川、柏木川、ユカンボシ川などの河川は、治水上の安全性を確保するために、市街地整備との整合を図りながら順次整備促進を図るとともに、河川環境の保全、親水性に配慮した潤いのある河川空間の創出に努める。美々川については、自然環境の保全に努める。
- ・流域の地形特性、土地利用状況、洪水被害の実態を踏まえて、それぞれの地域に適合した流域対策に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内実施を予定する主要な事業は次のとおりである。

a 下水道

- ・千歳公共下水道では、千歳川左岸地区などの幹線管渠の整備を行うとともに、老朽化した下水道施設は長寿命化を図りながら改築更新を図る。
- ・恵庭公共下水道では、市街地整備に対応し、管渠整備を進めるとともに、処理場の整備を行う。また老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら計画的な改築更新を行い、機能維持を図る。

b 河川

- ・河川については、千歳川、長都川、漁川、島松川、柏木川、ユカンボシ川などの整備の促進を図るとともに、内水対策、流域対策について、地域で協議を行い必要な対策をすすめていく。

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

a 廃棄物処理施設

- ・一般廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」を準拠し、各市において定める「一般廃棄物処理計画」等に基づき、計画的な施設の整備及び維持管理を図る。また、民間事業者等による一般廃棄物処理施設は、各計画における位置付け等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。
- ・産業廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう誘導を図るとともに、各計画における位置付け等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

b 市場

- ・千歳市の公設地方卸売市場は、消費ニーズの多様化や市場外取引の増大により、市場の取扱量が減少しており、市場として適正な規模を検討する。

② 主要な施設の配置の方針

a 廃棄物処理施設

- ・千歳市の一般廃棄物処理施設は、再資源化施設及び焼却施設、隣接して埋立処分場を美々地区に設置しており、当分の間、この処理体制を維持するとともに効率的・効果的なごみ処理体制の充実を図るため、広域化についても検討を行う。
- ・恵庭市の一般廃棄物処理施設は、中間処理施設としてリサイクルセンターを島松沢地区に配置しているが、ごみの減量化及び再資源化を図る観点から、生ごみをエネルギー資源として利活用する生ごみ資源化処理施設、さらには紙資源化処理施設の整備を図るとともに、ごみ焼却施設を整備する。

b 市場

- ・千歳市公設地方卸売市場は、上長都地区に配置されているが、市場の取扱量が減少しており、市場としての適正な規模を検討する。

③ 主要な施設の整備目標

a 廃棄物処理施設

- ・千歳市の廃棄物再資源化施設については、破砕処理施設の整備を行い、再資源化の機能向上を図る。
- ・恵庭市では、生ごみ資源化処理施設は平成 24 年度、紙資源化処理施設及びごみ焼却施設は平成 27 年度の供用開始を目標として、計画的な施設整備を進める。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・中心商業業務地及び恵庭市の JR 恵庭駅周辺については、商業業務機能のより一層の集積と拡大を図るため、市街地再開発事業などにより、土地利用の高度化を図るとともに魅力的で快適な都市空間の確保に努める。
- ・既成市街地の住宅地のうち、都市基盤施設が未整備な地区については、計画的に面的整備を促進し、土地利用の増進と良好な住環境の創出を図る。
- ・新市街地については、積極的に土地区画整理事業などによる計画的開発を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

(2) 市街地整備の目標

千歳市においては、中心市街地地区における交流拠点にふさわしい、快適な歩行者空間の確保と景観形成を進めるとともに、市街地の開発においては、おさつ駅みどり台地区、北陽高校前地区及びあずさ地区の土地区画整理事業の推進により、低層住宅を主体とした良好な住宅地供給を行う。

恵庭市においては、地域中心における土地利用の転換や高度利用を促進し、鉄道駅との連携を図りながら、土地のポテンシャルにあった合理的な土地利用と商業・業務機能の集積を図る。恵庭駅周辺は、土地区画整理事業、市街地再開発事業の推進により、市の玄関口にふさわしい快適で魅力ある地域商業業務地としての再構築を図る。恵み野駅西口地区は、土地区画整理事業の推進により、商業・業務地を中心とする宅地の供給を行う。

4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は、石狩平野の南端に位置し、南西部及び東部を山岳・丘陵地帯で囲まれ、区域内には千歳川・漁川をはじめとする水量豊富な清流が貫流し、郊外では広大に広がる農地が防風林の配置と程よく調和し、優れた田園景観を有している。

また、北海道の空の玄関口である新千歳空港を有し、道央ベルト地帯の中央にあって、道都札幌市とも主要交通施設で結ばれ、人口、産業規模ともに増加傾向を示していることから、都市化の進展が予想され、については、秩序ある都市形成と豊かな緑に包まれた環境の維持形成などについて積極的な取り組みが一層必要となっている。

このことから、豊かな自然資源と共存を図りながら、将来とも自然環境豊かな街づくりを進めていくために、

- ・住区基幹公園の優先的な整備
- ・緑豊かな運動公園の設置
- ・清流と河畔林を活かした緑の軸の育成強化
- ・市街地縁辺の樹林地の保全

等の施策が求められている。

これらの施策を進めるにあたって、緑地形態については、南北に千歳川、長都川、漁川、蘭越地区周辺の樹林地及び防風林、東西に空港周辺の樹林地及び防風林をそれぞれ骨格とした格子型を基本とする。この骨格的な緑地をはじめ自然環境に優れた美々公園や郷土性の高い漁川河川緑地の整備保全を図るとともに、基本的な緑地の形態に即応しつつ「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観構成」などの機能が総合的に発揮されるように、「緑の基本計画」に基づき、公園緑地などを適正に配置し整備を図る。

② 緑地の確保目標水準

緑地の確保目標量 (平成 32 年)	将来市街地に対する割合	都市計画区域に対する割合
将来市街地内 約 522ha 都市計画区域内 約 653ha	約 10 %	約 1 %

③ 住民 1 人あたりの公共空地の面積

年 次	平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
都市計画区域内人口 一人当りの目標水準	33.4 m ² /人	39.8 m ² /人

(2) 主要な緑地の配置の方針

① 環境保全システムの配置方針

- ・都市における緑地の骨格を形成する緑地として、千歳川及び漁川などの河川緑地並びに青葉公園、蘭越地区周辺の樹林地及び恵庭公園等の樹林地の保全を図る。
- ・自然環境保持のため泉沢地区、豊栄神社境内等の樹林地の保全を図る。

② レクリエーションシステムの配置方針

- ・各住区毎に近隣公園、街区公園を適正に配置するとともに、3～4住区に1箇所の地区公園を配置し、子供の遊び場や青壮年または老人の身近な運動、休養の場の整備を図る。
- ・住民の休養、休息、運動、教養、自然、文化とのふれあい等を通じて、住民の健康の維持・増進、文化活動の涵養等に資するように、総合公園、運動公園の整備を図る。
- ・レクリエーション利用効果を高めるとともに、日常の通勤買い物等に利用される緑道の整備を図る。
- ・貴重な水辺空間である千歳川、漁川等の河川敷を多目的なレクリエーションの場として利用を図る。
- ・河川のもつ優れた生態や風致機能の増進を図る、開拓記念公園及び観光レクリエーションの場となるサーモンパークを配置する。

③ 防災システムの配置方針

- ・地震・火災などの災害時の避難地として、公園緑地の整備を図り、千歳川、漁川、その他河川緑地を防災帯として配置するほか、緑道を避難路として配置する。
- ・美々地区、戸磯地区などの工業団地周辺及び工業地と住宅地が隣接する地域については緩衝緑地を配置し、整備を図る。
- ・空港周辺に防音などに資する緩衝樹林を配置する。
- ・土砂流出、崩壊等による災害を防止するため、桂木地区、大和地区及び柏木地区などの急傾斜地の斜面緑地の保全や整備を図る。

④ 景観構成システムの配置方針

- ・街並みの背景となる青葉公園から蘭越地区周辺にいたる樹林地、恵庭公園内の森林、北信濃地区及び戸磯地区の防風林などの保全を図る。
- ・都市景観として、サーモンパーク、グリーンベルトの保全・活用と漁川河川緑地の整備を図る。
- ・郷土景観として意識の高い、遺跡や寺社と一体的な樹林地の整備、保全を図る。
- ・市街地内及び空港アクセス沿道においては、街路樹の植栽や広幅員道路の緑化とあわせ、緑道を配置するなど都市景観の向上に資する緑地の整備を図る。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

① 公園緑地等の整備目標及び配置方針

公園緑地等の種別	配置方針	整備目標 (m ² /人)	
		平成 17 年	平成 32 年
街区公園	誘致距離の標準を 250m として配置する。	3.2	3.5
近隣公園	1 住区 1 箇所を標準として配置する。	2.6	3.3
地区公園	3～4 住区に 1 箇所を標準として配置する。	2.2	2.2
総合公園	千歳市に青葉公園、美々公園、恵庭市に恵庭公園、恵み野中央公園を配置する。	9.7	9.4
運動公園	千歳市に青空公園を配置する。	0.4	0.8
特殊公園	千歳市に開拓記念公園、恵庭市に柏木レクリエーション施設、中恵庭公園、松鶴公園、盤尻公園を配置する。	0.3	0.8
その他の公園緑地等	緑地としてゴセン川緑地、漁川河川緑地、柏木川河川緑地や緑道などを配置。恵庭市の西島松地区に多目的緑地を配置し整備を図る。千歳市に墓園を配置する。	14.0	20.0

② 特別緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

地区の種別	指定方針	指定目標	
		平成 17 年	平成 32 年
特別緑地保全地区	良好な都市環境に資する樹林地等の指定を図る。	約 - ha	約 1.9ha

(4) 主要な緑地の確保目標

① おおむね 10 年以内に整備予定の主要な公園緑地等

- ・本区域のおおむね 10 年以内に整備すべき主要な公園緑地等については、各市において定め

る「緑の基本計画」による配置計画に基づき、公園緑地等の整備を予定する。

② **おおむね10年以内に指定予定の主要な特別緑地保全地区等の地域地区**

- ・本区域での、緑地保全地区等については、指定目標及び指定方針に従い、計画的に指定について検討し、逐次、都市計画に定め、その保全を図るものとする。

千歳恵庭圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針新旧対照表

新	旧																														
<p>I. 都市計画の目標</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>(1) 目標年次</p> <ul style="list-style-type: none"> この方針では、千歳恵庭圏都市計画区域（以下「本区域」という）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を平成32年の姿として策定する。 <p>(2) 範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> その範囲及び規模は、千歳市及び恵庭市の2市にわたり、その面積は次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="499 1144 632 2040"> <thead> <tr> <th>都市計画区域の範囲</th> <th>市</th> <th>範囲</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">千歳市 恵庭市</td> <td>千歳市</td> <td>行政区域の一部</td> <td>約27,570ha</td> </tr> <tr> <td>恵庭市</td> <td>行政区域の一部</td> <td>約16,420ha</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td></td> <td>約43,990ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 都市づくりの基本理念</p> <p>本区域は、道央広域連携地域（石狩地域）の中核都市群として、<u>道都札幌市と苫小牧市及び室蘭市の臨海工業地帯の中間に位置し、陸、海及び空路の全てをいかせる交通の要衝地であり、陸、海及び空路の全てをいかせる交通の要衝地であり、人口159,051人（平成17年国勢調査）を擁する地域であり、交通、工業、観光等の都市機能と恵まれた気候及び風土により農業との調和を図りながら快適な都市圏の形成に努めている。</u></p> <p>圏域は、千歳市と恵庭市によって構成され、JR千歳線、JR石勝線、3・2・3号国道36号（国道36号）、北海道縦貫自動車道、北海道横断自動車道等によって全道各地と連携されるとともに、<u>新千歳空港によって全国の主要地域と結ばれている。</u></p> <p>現在、圏域では、<u>新千歳空港によって全国の主要地域と結ばれている。</u></p> <p>現在、圏域では、<u>支笏洞爺国立公園に連なる水と緑豊かな自然、北海道のなかでは雪が少なく比較的温暖な気候、平坦で広大な用地、地下水をはじめとする豊富な水資源など、都市的な発展のポテンシャルに支えられ、平成5年に地方拠点都市地域地域の指定を受けるなど、先端的な技術開発を中心とした知識集約型産業の育成と自然と共生する、ゆとりと潤いに満ちた都市づくりを進め、北のハイテク都市の形成を目指している。</u></p> <p>一方、<u>地方拠点都市地域として千歳恵庭圏の都市機能をさらに向上させるなど、地域の自立的成長力を高めていくことが重要となっており、まちづくりにおいては、「都市化社会」から、安定・成熟した「都市型社会」の時代を迎えており、少子高齢・人口減少社会の到来、産業構造の転換などの社会経済情勢の変化に対応し、構成市における以下の基本目標を踏まえつつ、安全で快適な都市生活を持続可能とするコンパクトなまちづくり、さらには地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換に向けた都市づくりを進める。</u></p>	都市計画区域の範囲	市	範囲	面積	千歳市 恵庭市	千歳市	行政区域の一部	約27,570ha	恵庭市	行政区域の一部	約16,420ha	合 計			約43,990ha	<p>I. 都市計画の目標</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>(1) 目標年次</p> <ul style="list-style-type: none"> この方針では、千歳恵庭圏都市計画区域（以下「本区域」という）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を平成22年の姿として策定する。 <p>(2) 範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> その範囲及び規模は、千歳市及び恵庭市の2市にわたり、その面積は次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="499 159 632 1021"> <thead> <tr> <th>都市計画区域の範囲</th> <th>市</th> <th>範囲</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">千歳市 恵庭市</td> <td>千歳市</td> <td>行政区域の一部</td> <td>約27,570ha</td> </tr> <tr> <td>恵庭市</td> <td>行政区域の一部</td> <td>約16,420ha</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td></td> <td>約43,990ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 都市づくりの基本理念</p> <p>本区域は、<u>道都札幌市と苫小牧市及び室蘭市の臨海工業地帯の中間に位置し、陸、海及び空路の全てをいかせる交通の要衝地であり、人口154,136人（平成12年国勢調査）を擁する地域であり、交通、工業、観光等の都市機能と恵まれた気候及び風土により農業との調和を図りながら快適な都市圏の形成に努めている。</u></p> <p>圏域は、千歳市と恵庭市によって構成され、JR千歳線、JR石勝線3・2・3号国道36号（国道36号）、北海道縦貫自動車道、北海道横断自動車道等によって全道各地と連携されるとともに、<u>新千歳空港によって全国の主要地域と結ばれている。</u></p> <p>現在、圏域では、<u>第3次北海道長期総合計画の個性豊かな地域が連携し、世界と結び北海道を支える「道央圏」の形成に向けて取り組みが進められており、また、新千歳空港の国際拠点空港化が推進されている。</u></p> <p>このような立地条件にあつて、<u>支笏洞爺国立公園に連なる水と緑豊かな自然、北海道のなかでは雪が少なく比較的温暖な気候、平坦で広大な用地、地下水をはじめとする豊富な水資源など、都市的な発展のポテンシャルに支えられ、平成5年に地方拠点都市地域地域の指定を受けるなど、先端的な技術開発を中心とした知識集約型産業の育成と自然と共生する、ゆとりと潤いに満ちた都市づくりを進め、北のハイテク都市の形成を目指している。</u></p> <p>一方、<u>まちづくりにおいては、「都市化社会」から「都市型社会」の時代を迎えつつあり、都市の高齢化や景観形成など、「都市型社会」の新たなニーズに積極的に対応しつつ、構成市における以下のような将来像を踏まえて、安全で快適な都市生活を持続可能とする地域社会の形成を図ろうとするものである。</u></p>	都市計画区域の範囲	市	範囲	面積	千歳市 恵庭市	千歳市	行政区域の一部	約27,570ha	恵庭市	行政区域の一部	約16,420ha	合 計			約43,990ha
都市計画区域の範囲	市	範囲	面積																												
千歳市 恵庭市	千歳市	行政区域の一部	約27,570ha																												
	恵庭市	行政区域の一部	約16,420ha																												
合 計			約43,990ha																												
都市計画区域の範囲	市	範囲	面積																												
千歳市 恵庭市	千歳市	行政区域の一部	約27,570ha																												
	恵庭市	行政区域の一部	約16,420ha																												
合 計			約43,990ha																												

(1) 千歳市

千歳市は、安定した地域農業の確立、製造業や光関連産業に加え、交通の利便性を活かした物流施設や北海道の農産物を活かした食品加工産業などの誘致の推進、支笏洞爺国立公園を主とする豊かな大自然を背景とした観光産業の振興、新千歳空港等交通体系の整備充実並びに堅実な人口増加に支えられた住宅地の整備が着実に進められており、水と緑豊かな生活環境のもと、文化的で人間味あふれる国際都市の形成を目指している。

近年の少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、社会経済のグローバル化と逼迫する地方財政、環境問題の深刻化による消費型社会から循環型社会への転換など、地方自治体を取り巻く環境は大きな変革期を迎えているなか、市民協働による自主自立の自治体運営と地域社会の持続的な発展を目指し、長期的な視野に立ったまちづくりの指針を示す新たな総合計画（平成23年度～平成32年度）との整合を図りながら、まちづくりを推進する。

(2) 恵庭市

恵庭市は、食品・住宅関連産業を中心とする工業の集積や、道都圏の増加人口を収容するための住宅地の整備、開発により、道内でも有数な人口増加都市として成長を遂げてきており、人口減少、高齢化等、社会情勢が変化する中においても緩やかではあるが人口増加が続けてきた。しかし将来においては、「集約型都市構造」を明確に意識した上で、恵庭、島松、恵み野のJ.R千歳線3駅を中心に、それぞれ個性豊かな「地域中心」の形成を図りながら、都市全体として必要な都市機能を分担して提供し、だれもが、安心安全に暮らせるコンパクトな生活都市の実現を目指していく。

平成18年3月に議決された第4期恵庭市総合計画(平成18年度～平成27年度)は、将来像を「水・緑・花 人がふれあう 生活都市えいわ」としており、その実現に向けて、①水と緑と花に彩られた魅力あるまちづくり、②安心して健康に暮らし子どもを大切にすまふまちづくり、③学ぶところと元気なからだを育むまちづくり、④生活環境が整い安全まちでゆとりありあふるまちづくり、⑤地域資源を生かした活気あるまちづくり、⑥市民と行政が情報と活動を共有するまちづくりの6つの基本目標に基づき、まちづくりを推進している。

II 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1. 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定める。

なお、区域区分を定めることとした根拠は以下のとおりである。

本区域は道央圏の中核的都市として、人口及び世帯数ともに増加傾向を示しており、これまで空陸交通の要衝としての利便性や自然環境の豊かさを好条件として、先端産業や食品加工業などの企業進出が行われ、製造品出荷額等についても増加傾向にあることから、今後農林業との調整を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、引き続き区域区分を定める。

2. 区域区分の方針

(1) おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

千歳市は、安定した地域農業の確立、先端技術産業及びバイオ関連産業を中心とした臨空型工業の積極的誘導、支笏洞爺国立公園を主とする豊かな大自然を背景とした観光産業の振興、新千歳空港等交通体系の整備充実並びに堅実な人口増加に支えられた住宅地の整備が着実に進められており、水と緑豊かな生活環境のもと、文化的で人間味あふれる国際都市の形成を目指している。

平成12年12月に議決された千歳市新長期総合計画（平成13年度～平成22年度）は、将来像を「ひと・まちなきらり 地球の笑顔が見えるまち 千歳」としており、その実現に向けて、①心がかよい幸せを感じる都市づくり、②安全で人と地球にやさしい都市づくり、③学びあふれあふる都市づくり、④魅力と活力あふれる都市づくり、⑤参加と連携による都市づくりの5つの目標を設定している。

恵庭市は、食品・住宅関連産業を中心とする工業の集積や、道都圏の増加人口を収容するための住宅地の整備、開発により、道内でも有数な人口増加都市として成長を遂げている。

平成7年12月に議決された第3期恵庭市総合計画（平成8年度～平成17年度）は、将来像を「水と緑豊かな複合機能都市」としており、その実現に向けて、①秩序ある発展の基礎をつくる、②快適で安全な生活の場をつくる、③市民の健康と福祉をはぐくむ、④学ぶ心と文化を育てる、⑤元気な産業を育てる、⑥心ふれあふる地域社会をつくる、⑦計画を推進するの7つの基本政策体系に基づき、まちづくりを推進している。

II 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1. 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。

なお、区域区分を定めることとした根拠は以下のとおりである。

本区域は道央圏の中核的都市として、人口も堅調な増加傾向を示しており、これまでも空陸交通の要衝としての利便性や自然環境の豊かさを好条件として、先端産業や食品加工業などの企業進出が行われ、製造品出荷額等についても増加傾向にあることから、今後農林業との調整を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、本都市計画区域については引き続き区域区分を定める必要がある。

2. 区域区分の方針

(1) おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分	年次	平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
都市計画区域内人口		159 千人	おおむね 164 千人
市街化区域内人口		145 千人	おおむね 154 千人

(注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

(2) 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分	年次	平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
生産規模	工業出荷額	3,405 億円	4,589 億円
	卸小売販売額	2,680 億円	3,186 億円
就業構造	第 1 次産業	2.9 千人 (3.8%)	2.5 千人 (3.2%)
	第 2 次産業	15.7 千人 (20.9%)	17.5 千人 (22.0%)
	第 3 次産業	56.6 千人 (75.3%)	59.4 千人 (74.8%)

(3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

市街化区域は、平成 17 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、その規模については、都市計画基礎調査に基づき、将来の市街地を配置すべき人口・産業を適切に収容しうる規模として、次のとおり想定する。

年次	平成 32 年
市街化区域面積	おおむね 5,026 h a

(注)市街化区域面積は、平成 32 年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

区分	年次	平成 12 年 (基準年)	平成 22 年 (基準年の 10 年後)
都市計画区域内人口		154 千人	おおむね 184 千人
市街化区域内人口		139 千人	おおむね 171 千人

(注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

(2) 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分	年次	平成 12 年 (基準年)	平成 22 年 (基準年の 10 年後)
生産規模	工業出荷額	4,018 億円	5,306 億円
	卸小売販売額	3,130 億円	5,201 億円
就業構造	第 1 次産業	2.8 千人 (3.7%)	2.5 千人 (2.8%)
	第 2 次産業	17.7 千人 (23.4%)	23.0 千人 (25.3%)
	第 3 次産業	55.2 千人 (72.9%)	65.3 千人 (71.9%)

(3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、おおむね平成 22 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	平成 22 年
市街化区域面積	おおむね 4,956 h a

(注)市街化区域面積は、平成 22 年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

Ⅲ 主要な都市計画の決定方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域は、豊かな自然に恵まれ、空・陸交通の要衝として発展しており、それに伴う人口増加に合わせた計画的な市街地の整備を進めてきたが、少子高齢・人口減少社会の到来、産業構造の転換などの都市をとりまく環境の変化に対応するため、都市機能の適切な配置や既存ストックの有効活用などによりコンパクトで成熟したまちづくり、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指す。

このため、本区域の市街地においては、住居系、商業系、工業系のそれぞれの土地利用の方針に沿って、周辺環境と調和のとれた市街地の形成を図るとともに、地区計画制度等を活用しながら、地区の特性に応じたまちづくりを目指すこととし、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地、産業支援・交流業務地の各用途を次のように配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・高度利用住宅地は、千歳市の中心商業業務地の周辺や恵庭市の地域商業業務地の周辺に配置し、中高層住宅を主体とし多様な都市機能と複合化した利便性の高い住宅地を形成する。また、恵庭市の高度利用住宅地については、住宅の更新などに合わせて土地の高度利用の促進や市街地環境の改善を図る。
- ・一般住宅地は、高度利用住宅地の周辺や幹線道路の沿道、千歳市の地域商業業務地の周辺などに配置し、生活利便施設や医療・福祉施設、公共公益施設等が適切に配置された、良好な住環境の形成を図る。また、恵庭市の一般住宅地のうち、都市基盤施設が未整備のまま土地利用が進んできた住宅地については、これらの施設の整備を進め、住環境の改善を図る。
- ・専用住宅地は、千歳市の自由ヶ丘地区、桜木地区、北光地区、北陽地区、JR長都駅前及び周辺地区、桂木地区、新星地区、恵庭市の恵み野地区、美咲野地区、黄金地区などに配置し、低層専用住宅を主体としたゆとりある住環境の維持、保全を図る。

・千歳市の泉沢向陽台地区等には、臨森林型住宅地の専用住宅を配置し、周辺の森林環境を生かしたゆとりと潤いのある低層専用住宅地を配置する。

・今後、整備される住宅地については、地区特性等を踏まえ必要に応じて地区計画等を活用することにより、計画的に良好な住環境の形成を図るとともに、生活利便施設等の立地について、適切な規模及び配置となるよう誘導に努める。

Ⅳ 主要な都市計画の決定方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

① 住宅地

千歳市の住宅地は、都心周辺住宅地、一般住宅地、低層住宅地及び臨森林型住宅地で構成する。

・既存の中心商業業務地周辺には、都心周辺住宅地として、中高層住宅を主体とし、商業施設、業務施設等が適切に混在する利便性が高くにぎわいのある住宅地を配置する。

・都心周辺住宅地の周辺、地域中心商業業務地の周辺、都市内幹線道路の沿道には、低層住宅、中層住宅を主体とし、商店や医療福祉施設など公共公益施設が身近に配置されるなど、利便性が高く、複合的な土地利用を図る住宅地を配置する。

・既存住宅地の自由ヶ丘、桜木、北光、北陽、長都駅前、桂木、新星、泉沢向陽台地区及び現在において市街地整備が進められているJR長都駅周辺地区や、北信濃などの住宅市街地については、低層住宅地として、低層住宅を主体としたゆとりとおちつきのある住宅地を配置する。

・泉沢向陽台等には、臨森林型住宅地として、市街地周辺の森林環境をいかしたゆとりと潤いのある住宅地を配置する。

恵庭市の住宅地は中心商業・業務地及び地域中心商業・業務地周辺住宅地、一般住宅地、専用住宅地で構成する。

・中心商業・業務地及び地域中心商業・業務地周辺は、中高層住宅を主体とした商業・業務施設等の混在する利便性の高い住宅地とする。古くから市街地を形成している住宅地は、商業・業務機能の強化、公営住宅の建替え、住宅地の更新などに合わせ高度利用を促進し、細街路などの地区環境改善を図る。

・中心商業・業務地及び地域中心商業・業務地周辺住宅地の周辺及び都市内幹線道路の沿道は、低・中層住宅を主体とし、商業施設や公共公益施設などが適切に配置され、利便性のよい落ち着きのある住宅地とする。また、都市基盤施設が未整備のまま個別開発が進められた既成市街地地区などの住宅地は、小規模地区単位できめ細かく基盤施設や生活関連施設の整備を進め、長期的な見地で環境改善を図る。

・近年土地区画整理事業や大規模開発行為により計画的に開発整備が行われた恵み野地区などの低層住宅地は、今後とも良好な住環境を維持、保全していく。

また、新たに開発される住宅地は、地区の特性に応じ地区計画制度等を利用して用途純化を図るなどにより、良好な住環境の形成を図るとともに、地域住民の利便を確保する観点から適切な規模の商業施設の誘導に努める。

② **商業地**

千歳市の商業地は、中心商業業務地、地域中心商業業務地、産業支援交流業務地及び幹線道路沿道商業業務地で構成する。

・千歳駅周辺は、中心商業業務地として、人の流れが集中し、多様な都市活動が展開される広域的、総合的な都市活動拠点の形成を図る。

・長都駅周辺、泉沢地区中心部は、地域中心商業業務地として、中心商業業務地を補完し、市民の日常的な活動を支える都市活動拠点の形成を図る。

・南千歳駅周辺、美々地区、流通地区付近は、産業支援交流業務地として、中心商業業務地を補完し、生産、物流、学術研究の活動を支える都市活動拠点の形成を図る。

・3・2・3号国道36号(国道36号)及び3・3・7号中央大通沿道の北信濃から北栄及び本町にかけての幹線道路沿道は、幹線道路沿道商業業務地として、交通利便性に優れた商業業務地の形成を図る。

・恵庭市の商業地は、中心商業・業務地、地域中心商業・業務地、沿道商業・業務地で構成する。

・現在漁町周辺に形成されている既存商業・業務地の機能を強化し、JR恵庭駅周辺との連携を図りながら、中心商業・業務地として、土地のポテンシャルに見合った合理的な土地利用を図る。また、恵庭の顔として個性ある商業の近代化、高度化を推進するとともに快適で親しみのある歩行者空間の整備を促進する。具体的には商業力の集約、購買力の集積、諸施設との関連づけなど、個性豊かな自立性の高い商業基盤の再構築を目指す。

・恵庭、島松、恵み野の地域中心商業・業務地は、日常必需品のみならず、健康、文化機能も取り込んだ魅力的な生活中心地区を目指す。

・国道等の主要幹線沿いは、沿道商業・業務地として、自動車利用者及び周辺居住者に対する日常的な商業サービス施設の整備を図る。

③ **工業地**

千歳市の工業地は、道央地域高度技術産業集積活性化計画、千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画などと整合性を図りながら新千歳空港の発展にあわせ、空港機能の強化と主要幹線道路の整備を進め、製造業、先端技術産業、流通加工機能の集積を図る。

・用途の配置方針としては、北信濃地区、上長都地区、美々地区の鉄道以南に、製造、加工を主体とした内陸型の生産系工業地を配置し、流通、清流、根志越、祝梅、柏台には、広域的な交通利便性をいかした物流を主体とした物流・住居調和型工業地を配置する。

また、泉沢、柏台、美々等には、新千歳空港への近接性、緑豊かな環境をいかした、多機能複合型工業地を配置するとともに、北海道縦貫自動車道における空港インターチェンジの設置を検討することを念頭に、インターチェンジと一体的に連携を図る広域物流拠点などの形成について検討を行う。

② **商業業務地**

・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。

・中心商業業務地は、千歳市のJR千歳駅周辺に配置し、多様な経済活動や事業活動、人の交流が行われる広域的かつ総合的な拠点の形成を図る。

・地域商業業務地は、千歳市のJR長都駅周辺、泉沢タウンセンター地区、恵庭市のJR恵庭駅周辺及び漁町地区とJR島松駅、JR恵み野駅の各周辺に配置し、日常生活圏における生活利便性等の確保や住民の健康増進や文化の享受に資する土地利用を図る。

・沿道商業業務地は、3・2・3号国道36号(国道36号)、3・3・7号中央大通のうち北信濃地区から北栄地区及び本町地区にかけての沿道など、主要幹線道路等の沿道に配置し、背後地の住環境等に配慮しつつ沿道における利便性の向上を図る。

③ **工業・流通業務地**

・本区域における工業・流通業務地は、一般工業地及び流通業務地で構成する。

・千歳市の工業・流通業務地については、千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画などと整合性を図りながら新千歳空港の機能の強化に合わせ、主要幹線道路の整備を進め、製造業や先端技術産業、流通加工機能等の集積を図ることとし、恵庭市の工業・流通業務地については、リサーチコア事業を推進し、既存の食品・物流関連産業等を中心とする工業集積とともに、今後は先端産業及びベンチャー企業への立地を促進していく。また、スポーツ・レクリエーション機能の導入や公園・緑地の配置など潤いのある操業環境の創出を図る。

・一般工業地は、千歳市の北信濃地区、上長都地区、美々地区、泉沢地区などに配置し、製造加工業を主体とした内陸型工業地や新千歳空港への近接性、緑豊かな環境を生かした多機能複合型工業地を形成する。

・恵庭市の恵庭テックノパークには一般工業地を配置し、一般企業の誘致のほか、

インキュベーター機能の増進やベンチャー企業の受け入れを図ることにより、既存企業が新技術等の導入により新規事業を立ち上げるなどの産業振興を支援する。

・流通業務地は、千歳市の流通地区及び清流地区に配置し、広域的な交通利便性の高さを生かすとともに、周辺の住環境に配慮した流通業務地の形成を図る。

④ 産業支援・交流業務地

・本区域の産業支援・交流業務地は千歳市の JR 南千歳駅周辺、美々地区、流通地区に配置し、中心商業業務地を補完し、生産、物流、学術研究の活動を支える都市活動拠点の形成を図る。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

・中心商業業務地や官公庁が立地する地区については、各機能の集積による効果を高めるため高密度での土地利用を推進する。

・中層公営住宅を計画的に配置する千歳市の未広地区及び緑野地区並びに公営住宅の建替事業を図る恵庭市の恵央地区については、公共空間やオープンスペースの適切な確保を図りながら高密度での土地利用を進める。

・計画的な住宅地の開発が行われた千歳市の泉沢地区、清流地区、北陽地区、勇舞地区、現在、開発が進められている千歳市のおさつ駅みどり台地区、北陽高校前地区、あずさ地区、恵庭市の恵み野地区、黄金地区、美咲野地区などについては、低密度での土地利用により、ゆとりある良好な住環境の維持、形成を図る。

(3) 市街地における住宅建設の方針

・本区域における公共賃貸住宅については、千歳市公営住宅ストック総合活用計画及び恵庭市公営住宅整備活用計画に基づき、計画的に建替事業を推進しているところであり、今後についても、高齢化社会に対応した公共賃貸住宅の整備を進めるとともに、住宅マスタープランの見直し及び新たに策定予定の公営住宅長寿命化計画などにより、今後の公営住宅の建替や既存ストックの有効利用を図るものとする。

(4) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

・中心商業業務地については、土地の高度利用の促進と都市機能の向上、建築物

恵庭市の工業地は、道央地域高度技術産業集積活性化計画及び恵庭ハイコンプレックス構想の実現を目指し、既存の食品・住宅関連産業を中心とする工業集積とともに、今後は先端産業及びベンチャー企業の立地を促進していく。

恵庭テクノパークの拡張整備を進め、一般企業誘致はもとより、リサーチコアのインキュベーターなどから成長し、企業化に成功したベンチャー企業を受け入れるとともに、既存の企業が新技術を利用した新規事業を開始する場として位置付ける。

工業地のイメーজも今までの製造業中心の工業群から、スポーツ・レクリエーション、公園・緑地に包まれた潤いのある環境を創出していく。

また、工業地の中で一定程度は流通業務用地として供されてきているが、今後予想される流通量の増大に対応するため、主要幹線道路沿いなどに流通業務地を配置する。

(2) 市街地における建築物の密度構成に関する方針

中心商業業務地における役所など官公庁が立地する地区は、各機能の集積による効果を高めるため高密度利用を進め、また、百貨店、量販店、専門店などが立地する地区は、魅力あるショッピングゾーンを形成するため、商店街近代化などにより魅力ある商業空間を創造するとともに高密度利用を図る。

計画的に中層公営住宅を配置する千歳市の新富地区、花園地区、未広地区並びに恵庭市の恵央地区の建替事業地区は、公共空間の確保を図りながら高密度利用を進める。

また、計画的に開発が進められている千歳市の泉沢地区、清流・幸福地区、北陽地区、あずさ地区、及び JR 長都駅周辺地区などの住宅地、恵庭市の恵み野地区、黄金戸磯地区、牧場川沿地区などの住宅地は、低密度利用を図り、良好な居住環境の維持形成を図る。

(3) 市街地における住宅建設の方針

本区域における住宅建設については、JR 長都駅周辺地区や黄金戸磯地区等において良好な宅地供給が行われているところであるが、公共賃貸住宅については、老朽化が進んでいる現状から、千歳市公共賃貸住宅再生マスタープラン及び恵庭市公共賃貸住宅再生マスタープランに基づき、建替事業を推進しているところである。今後についても、北国の風土にあった居住環境の優れた住宅づくりや宅地供給を促進し、これからの高齢化社会に対応する時代にあつた公共賃貸住宅づくりを進めるとともに、千歳市においては住宅マスタープランを策定するなど、住宅・宅地対策の充実を図るものとする。

(4) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

・中心商業業務地については、有効な土地利用の促進と都市機能の向上及び建築

の不燃化を図るとともに、魅力ある良好な都市空間を創出に努める。特にJR千歳駅付近を駅前交流拠点とし、主要幹線道路沿道での商業・業務機能と居住機能の複合化による都心機能や沿道サービス機能の強化、魅力ある商業空間の創出を図る。

- ・千歳市のJR長都駅周辺や泉沢タウンセンター地区については、地域商業業務地として、日常生活圏における利便性の向上に資する土地の高度利用を図る。
- ・恵庭市のJR恵庭駅周辺については、市の玄関口としてふさわしい商業・業務機能の集積を促進するため、土地の高度利用を図る。
- ・千歳市の未広地区及び緑町地区並びに恵庭市の恵央地区の公営住宅については、計画的な建替事業等の促進により土地の高度利用を進めるとともに、オープンスペース等を適切に確保することにより住環境の改善を図る。

② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・中心商業業務地やJR長都駅周辺及び泉沢地域のタウンセンター地区周辺については、周辺住民のニーズや土地利用の動向等を踏まえ、必要に応じて用途転換や用途の複合化を図ることにより、多様な都市機能の集積や商業業務機能の増進を図る。
- ・一定規模の未利用地について、周辺住民のニーズ等を踏まえた生活利便施設の立地など、用途転換や用途の複合化を図る場合には、地区計画等を活用し計画的な土地利用の誘導に努める。
- ・恵庭市のJR恵庭駅周辺は、多くの人々が集い交流する魅力的な地域拠点の形成を進めるため、用途転換や用途の複合化を図る。
- ・本区域の幹線道路の沿道については、背後地の住環境や工業地の作業環境等に配慮し、地区特性に応じた用途転換を図る。

物の不燃化を図り、あわせて公共施設の整備と良好な都市空間を確保するため、市街地再開発を促進し、高度利用を進める。

- ・千歳市においては、JR千歳駅付近を駅前交流拠点とし、国道などの沿道では中高層の商業業務施設・住宅を主体とした都心型商業業務機能の強化や沿道商業サービス機能の強化、魅力ある商業空間を創出するために、高度利用を図る。また、JR長都駅付近は鉄道南側の工業地と北側の住宅地からなる地域であり、地域中心機能の強化を図るため鉄道高架も含めて総合的な再整備を行う必要がある。JR長都駅を中心に駅・交通施設の整備を促進し、駅と連携した商業業務等の利便施設、公共公益施設の集積と土地の高度利用により、利便性の高い地域の拠点形成を図る。このほか、泉沢地域のタウンセンター地区においては、地域の生活、生産活動の中心として、3・2・8号町泉沢大通の白樺2丁目、里美2丁目付近及び3・2・8号町泉沢大通と3・4・4号泉沢学園通の交差点付近における土地の高度利用と公共公益施設の集積による機能の充実に努める。
- ・恵庭市においては、JR恵庭駅周辺について土地利用の高度化を推進するとともに、市の玄関口にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。
- ・千歳市の新富地区、花園地区、未広地区並びに恵庭市の恵央地区の低層公営住宅については、建替事業等の促進により高度利用を進め、居住環境の改善を図る。

② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・千歳市のJR千歳駅周辺は、商業サービス需要の高まりから、中心商業業務地として形成し、JR長都駅周辺は、利便性の高い地域の中心核として、地域中心商業業務地の形成に向けた用途転換を図る。
- ・泉沢地域のタウンセンター地区周辺においては、中層住宅や商店、福祉医療施設などの公共公益施設が身近に配置される利便性が高い地区整備などを行うため、用途転換や用途の複合化について検討を行う。
- ・新千歳空港周辺地域における工業地では、空港の交通利便性を背景とした地域の優位性をより高めるための土地利用を検討し、用途転換を図る。
- ・恵庭市のJR恵庭駅周辺は、多くの人々が集い交流する活力と魅力ある地域拠点づくりを進めるため用途転換や用途の複合化を図る。
- ・本区域の幹線道路沿の地区については、後背住宅地及び工業団地の環境を配慮し、地区の特性に応じた用途転換を図る。特に、現在整備が進められている3・2・6・3号道央新道（道央圏連絡道路・国道337号）、3・2・5・4号空港泉沢大通（道道泉沢新千歳空港線）、3・2・2・6号美々駒里大通（道道早来千歳線）沿道においては、今後の交通需要の増大に応じた沿道整備が不可欠であり、地区の特性を最大限に生かした土地利用のための用途配置等を行うものとする。
- ・市街地に点在する工場等不適格建築物については、移転を促進し、用途純化を図る。

③ 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・既存の中心商業業務地周辺にある老朽高密度住宅地は、商業機能の集積、拡大にあわせ、建替えと高度利用及び不燃化を促進し、地区環境の改善を図る。
- ・耐震性が確保されていない老朽住宅等においては、耐震化の促進に取り組み、建替えにあわせ長期優良住宅等の推進を行い、居住環境の改善を図る。
- ・千歳市の航空機騒音の影響を受ける準工業地域のうち、主に住宅系の土地利用が図られている地区については、住宅地としての環境の保全を推進する。
- ・老朽化した公営住宅が立地する千歳市の末広地区、富丘地区並びに恵庭市の恵央地区の公営住宅については、建替事業により良好な居住環境の形成を図る。
- ・計画的に開発が行われた千歳市の泉沢地区、清流地区、北陽地区、勇舞地区及び現在開発が進められている、おさつ駅みどり台地区や北陽高校前地区及びあずさ地区、恵庭市の恵み野地区、黄金地区、美咲野地区などの住宅地は、地区計画等により引き続き良好な居住環境の維持形成に努めることとする。

④ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・本区域の市街地部では、千歳川や漁川をはじめとする多くの河川が市街化区域内を貫流し、市街地の縁辺部も含めて自然環境が多く残されていることが特徴である。このことから、市街地整備に当たってもこれらの環境を生かしていくことを基本に、市街地の水辺、樹林、斜面等の緑地については、都市として守るべき緑地であり、都市の貴重な自然環境として、計画的に保全活用を図るものとする。

(5) 市街化調整区域の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・本区域のうち、集团的農用地や国・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域、実施を予定している区域などについては、健全な農業の維持と発展を図るためにも、今後とも優良な農用地として、その保全に努め、特に、農用地利用計画の中で、農振法第8条第2項第1号の規定に基づき、農用地区域として定められたものについては「農業上の利用を図るべき土地」として、原則市街化区域の拡大の対象とはしない。
- ・千歳市の北東部は優良な農業地域となっており、都市地域との整合を図りながら、生産性が高く魅力ある農業経営をめざすものとし、農業基盤の整備や農業と他産業との結びつきを深める複合的産業化を進めるなど、農村環境の一層の整備を図る。
- ・恵庭市においても、農用地は、市民に新鮮な農作物を提供する生産の場であると同時にその生産の仕組みを通じてまち全体の土地や、水、緑の環境を守り、土に親しむ機会を提供する貴重な都市住民との交流の場であることから、このような重要な役割を果たしている農業地域においては、都市地域との調和や交流に配慮しながら保全を図る。

③ 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・既存の中心商業業務地周辺にある老朽高密度住宅地は、商業機能の集積、拡大にあわせ、建替えと高度利用及び不燃化を促進し、地区環境の改善を図る。
- ・千歳市の中心市街地地区及び周辺の住宅地については、2世帯住宅や中高層の共同住宅の建設、また中高層部分が住宅の都市型住宅や中高層住宅を主体に低層住宅、店舗、事務所等が複合する住宅地として、老朽住宅の建替を促進し、居住環境の改善を図る。
- ・老朽化した公営住宅が立地する千歳市の新富地区、花園地区、末広地区並びに恵庭市の恵央地区の公営住宅については、建替事業により良好な居住環境の形成を図る。
- ・計画的に開発が進められている千歳市の泉沢地区、清流・幸福地区、北陽地区、あずさ地区及びJR長都駅周辺地区、恵庭市の恵み野地区、黄金戸磯地区、牧場川沿地区などの住宅地は、引き続き良好な居住環境の維持形成に努めることとする。

④ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・本区域の市街地部では、千歳川や漁川をはじめとする多くの河川が市街化区域内を貫流し、市街地の縁辺部も含めて自然環境が多く残されていることが特徴である。このことから、市街地整備に当たってもこれらの環境を生かしていくことを基本に、市街地の水辺、樹林、斜面等の緑地については、都市として守るべき緑地であり、都市の貴重な自然環境として、計画的に保全活用を図るものとする。

(5) 市街化調整区域の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・本区域のうち、集团的農用地や国・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域、実施を予定している区域などについては、健全な農業の維持と発展を図るためにも、今後とも優良な農用地として、その保全に努め、特に、農用地利用計画の中で、農振法第10条第3項の規定に基づき、農用地区域として定められたものについては「農業上の利用を図るべき土地」として、市街化区域の拡大の対象とはしない。
- ・千歳市の北東部は優良な農業地域となっており、都市地域との整合を図りながら、生産性が高く魅力ある農業経営をめざすものとし、農業基盤の整備や農業と他産業との結びつきを深める複合的産業化を進めるなど、農村環境の一層の整備を図る。
- ・恵庭市においても、農用地は、市民に新鮮な農作物を提供する生産の場であると同時にその生産の仕組みを通じてまち全体の土地や、水、緑の環境を守り、土に親しむ機会を提供する貴重な生涯学習の場であることから、このような重要な役割を果たしている農業地域においては、都市地域との調和や交流に配慮しながら保全を図る。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・崖地や傾斜地などの災害の発生のおそれがある地区については、市街化を抑制するとともに緑化を促進し、保全に努め災害の防止を図る。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・市街地の周辺にある保安林や千歳市の蘭越地区周辺の樹林地及び恵庭市の西島松地区南側にある環境緑地保護地区の既存樹林地等にあつては、良好な自然環境は後世に継承すべき貴重な市民の財産であることから、その良好な風致景観を維持し、保全を図る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・本区域は、人口、産業規模ともに増加傾向を示しており、都市化の熟度に合わせ、新たな市街地について、環境保全上の観点に十分配慮し、農林業との十分な調整を図りつつ、市街地整備の見通しが確実になった段階で市街化区域への編入を予定することとする。
- ・千歳市においては、新千歳空港周辺や新たに整備予定の空港インターチェンジ周辺については、既存市街地の工業系未利用地の活用を基本としながらも、交通利便性や産業振興等の観点から都市的土地利用の可能性について検討を行う。

- ・恵庭市においては、西島松地区及び北柏木・柏陽町地区について、住居系及び沿道商業・業務系の計画的な市街地整備の検討を行うと共に、「道と川の駅」周辺の整備を進め交流拠点としての強化充実を図る。

- ・市街化区域等の都市的土地利用が行われている区域に囲まれた市街化調整区域のうち、無秩序な土地利用や街区的环境が形成されるおそれがあり、隣接する市街化区域の環境の保全等が必要な区域については、必要に応じて農林業との調整を図った上で地区計画等を定めることにより、都市的土地利用の整序を図る。また、農業地域等における各活動拠点での公共施設を中心とした生活拠点の充実、国道や道道沿道での景観形成の視点や沿道サービス施設など有効利用の観点、グリーンゾムをはじめとする都市地域と農村地域の新たな交流の促進など、市街化区域では達成できない特有の開発や土地利用については、必要に応じて農林業と調整を図った上で地区計画等を定めることにより、周辺環境と調和した計画的な立地となるよう努める。

- ・恵庭市の市街化調整区域における優良田園住宅の整備については、周辺の自然環境の保全や農業と都市的土地利用の調和に配慮するとともに、地区計画を定め、良好な田園環境の形成を目指す。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・崖地や傾斜地などの災害の発生のおそれがある地区については、市街化を抑制するとともに緑化を促進し、保全に努め災害の防止を図る。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・市街地の周辺にある保安林や千歳市の蘭越地区周辺の樹林地及び恵庭市の西島松地区南側にある環境緑地保護地区の既存樹林地等にあつては、良好な自然環境は後世に継承すべき貴重な市民の財産であることから、その良好な風致景観を維持し、保全を図る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・本区域は、北海道の市部においても有数の人口増加地域であり、都市化の熟度に合わせ、増加人口の受け皿地となる新たな住宅地について、環境保全上の観点に十分配慮し、農林業との十分な調整を図りつつ、市街地整備の見通しが確実になった段階で市街化区域への編入を予定することとする。
- ・千歳市においては、JR長都駅周辺での市街地開発が進められており、この地区と接する北信濃周辺地区や、既に周辺の市街地が成熟しているものの、市街化調整区域となつてい北光地区及び桂木地区について、住居系の計画的な市街地整備の検討を行う。

- ・恵庭市においては、西島松地区及び北柏木・柏陽町地区について、住居系の計画的な市街地整備の検討を行う。

- ・市街化調整区域内での都市的土地利用については、農業や林業などの産業振興や過疎化対策など地域振興の方策として検討するものであり、市街化区域縁辺部における宅地供給などの都市の開発については、人口推計や産業の見直しに基づき、原則として市街化区域への編入により対応する。また、農業地域等における各活動拠点での公共施設を中心とした生活拠点の充実、国道や道道沿道での景観形成の視点や沿道サービス施設など有効利用の観点、グリーンゾムをはじめとする都市地域と農村地域の新たな交流の促進など、市街化区域では達成できない特有の開発や土地利用については、関連法令の規定に基づき、地区計画制度や開発許可制度等による対応を今後検討していく。

- ・千歳市における既存宅地制度の廃止に伴う対応としては、新たな市街地整備を予定せず、市街化区域との近接度や都市基盤整備の状況を客観的に捉え、その状況の維持が不可欠かつ許容される地区について、住民等の権利を守ることを目的として、法令の規定に基づく道条例による地区指定を検討し、一定の開発行為の許可が可能な体制を整える。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、北海道の空の玄関である新千歳空港を擁し、本道の政治経済及び文化の中心である札幌と、開発の進む苫小牧東部工業基地の中間に位置し、交通結節点としての機能をもち、臨空港型工業都市、観光都市及び道央都市圏における広域的な都市機能を分担する都市として発展を続けている都市計画区域である。

本区域の交通体系は、北海道縦貫自動車道、北海道横断自動車道、3・2・63号道央新道(道央圏連絡道路)、3・2・3号国道36号(国道36号)、3・3・10号駅大通(国道337号)が主要幹線道路として広域交通の骨格を構成し、さらに、JR千歳線、石勝線が道内の主要都市へ連絡するなど、交通の要衝となっている。

一方、交通の主流である自動車交通については、本区域を縦貫している3・2・3号国道36号(国道36号)が、室蘭、苫小牧方面と札幌、小樽方面を結ぶ主要幹線道路である。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的、一体的に進めるとともに、人口減少などの社会情勢の変化に対応した、将来の都市像に沿った交通体系となっているかについて、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方や、情報技術などを活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で、交通施設整備を検討する。

これらの考えを基に、基本方針は次のとおりとする。

ア 広域交通及び域内交通需要に対しては、人口減少などの社会情勢の変化や新千歳空港の機能強化に対応した、各種交通機関の適切な役割分担と有機的な連携を図り、総合的な交通体系の確立を目指す。

イ 施設整備にあたっては交通需要に応じて計画的・段階的整備を行うとともに、生活様式の多様化への対応、安全性や環境との調和の向上、高齢化社会を踏まえたバリアフリー化の推進など、活力と潤いのある都市環境の確保に努める。

ウ 駅周辺を中核とした公共交通ネットワークの充実に努めるとともに、CO2の削減など、より環境へ配慮しながらも利用者や時代のニーズに沿った適切な交通システムを目指す。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点にたつて整備を図っていくものとするが、道路については、当面次のような整備水準を目標として整備を進める。

街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の全線整備を目指すとともに、都市内の幹線街路網は各街路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の幹線

a 交通体系の整備の方針

本区域は、北海道の空の玄関である新千歳空港を擁し、本道の政治経済及び文化の中心である札幌と、開発の進む苫小牧東部工業基地の中間に位置し、交通結節点としての機能をもち、臨空港型工業都市、観光都市及び道央都市圏における広域的な都市機能を分担する都市として発展を続けている都市計画区域である。

本区域の交通体系は、北海道縦貫自動車道、北海道横断自動車道、3・2・63号道央新道(道央圏連絡道路)、3・2・3号国道36号(国道36号)、3・3・10号駅大通(国道337号)が主要幹線道路として広域交通の骨格を構成し、さらに、JR千歳線、石勝線が道内の主要都市へ連絡するなど、交通の要衝となっている。

一方、交通の主流である自動車交通については、本区域を縦貫している3・2・3号国道36号(国道36号)が、室蘭、苫小牧方面と札幌、小樽方面を結ぶ主要幹線道路である。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、交通環境の改善を図るとともに、各種交通機関の結節点として都市機能の充実を目指し、以下の基本方針を基に総合的な交通施設の整備を進める。

ア 今後とも増大する広域交通及び域内交通需要に対しては、各種交通機関の適切な役割分担と有機的な連携を図るため、総合的な交通体系の確立を目指す。

イ 施設整備にあたっては交通需要に応じて計画的・段階的整備を行うとともに、生活様式の多様化への対応、安全性や環境との調和の向上、高齢化社会を踏まえたバリアフリー化の推進など、活力と潤いのある都市環境の確保に努める。

ウ 公共交通については、駅周辺における交通結節点の整備充実、ノンステップバスなどの低床バスによるバリアフリー化の推進、さらにはコミュニティバスの導入などにより、フレキシブルな交通体系を確立する。

エ 新千歳空港の施設整備及び臨空港型工業地等の開発に伴う発生集中交通に対処するため、各種交通機関の結節点強化を図るなど、交通体系の運営管理にも十分配慮した効率的な総合交通体系の確立を目指す。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点にたつて整備を図っていくものとするが、道路については、当面次のような整備水準を目標として整備を進める。

街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の全線整備を目指すとともに、都市内の幹線街路網は各街路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の幹線

街路網密度がおおむね3.51km/km²となるように都市計画道路の整備を図る。

年次	平成17年 (基準年)	平成32年 (目標年)
幹線街路網	3.35 km/km ²	3.51 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・広域的な観点から、迅速かつ円滑な自動車交通を確保するため、新たに札幌・千歳・帯広方面をネットワークする北海道横断自動車道、札幌・石狩方面と千歳・新千歳空港をネットワークする3・2・63号道央新道(道央圏連絡道路・国道337号)、北海道縦貫自動車道における空港インターチェンジの整備を促進するとともに、北海道横断自動車道への利用拡大の為、スマートインターチェンジの設置を検討する。
 - ・空港・産業・流通・観光の連携強化に適切に対応するため、3・2・3号国道36号(国道36号)、3・4・18号支笏湖通(道道支笏湖公園線)、3・2・54号空港泉沢大通(道道泉沢新千歳空港線)、3・2・26号美々駒里大通(道道早来千歳線)等において交通環境の改善や整備を促進するとともに、羊ヶ丘延伸の配置について検討を行う。また、これら主要幹線道路を補完する幹線道路の3・4・107号恵南柏木通、3・4・111号基線通、3・4・123号団地中央通などを配置する。さらに、主要幹線道路等の道路網形成については、これらに連絡する既存の道路の活用を基本として、ことから、交通需要や都市交通のニーズなどを勘案し必要に応じて新たな道路整備や改良などの検討を行う。
 - ・住区レベルの道路については、近隣住区内の幹線となる補助幹線道路やそれに連絡する住区内の主要な区画道路の整備を促進する。
 - ・鉄道の踏切部で発生する交通混雑解消に向けた検討を行うとともに、土地利用の動向や計画交通量などから都市構造を勘案し、適切な時期に鉄道の高架化の検討を行う。
 - ・サイクリングロードについては広域での自治体連携等によるサイクルネット構想が検討されていることから、広域自転車道の整備促進を図る。
- b 駐車場・駐輪場**
- ・駐車場・駐輪場については、駅周辺における駐車場・駐輪場需要に対応するため効率的な駐車場・駐輪場を配置する。
- c 自動車ターミナル**
- ・人と地球にやさしい交通システムを目指すため、公共交通ネットワークの利便性を向上させ、市民が集い親しまれる空間として、駅周辺におけるバスターミナル機能の充実を図る。
- d 空港**
- ・北海道の空の玄関である新千歳空港については、グローバル化の進展に伴う人や物の増大に対応するため、国際拠点空港化を推進し、国内、国際航空旅客及び貨物の増大に対応するため、3.7km/km²となるように都市計画道路の整備を図る。

街路網密度がおおむね3.7km/km²となるように都市計画道路の整備を図る。

年次	平成12年 (基準年)	平成32年 (基準年の10年後)
幹線街路網	3.4 km/km ²	3.7 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・広域的な観点から、迅速かつ円滑な自動車交通を確保するため、新たに札幌・千歳・帯広方面をネットワークする北海道横断自動車道、札幌・石狩方面と千歳・新千歳空港をネットワークする3・2・63号道央新道(道央圏連絡道路・国道337号)の整備を促進するとともに、北海道縦貫自動車道における空港インターチェンジの設置を検討する。
 - ・新たに市街地開発事業などにより発生する交通需要に適切に対応するため、3・2・3号国道36号(国道36号)、3・4・18号支笏湖通(道道支笏湖公園線)、3・2・54号空港泉沢大通(道道泉沢新千歳空港線)、3・2・26号美々駒里大通(道道早来千歳線)、3・4・103号川谷大通(道道恵庭岳公園線)、3・4・123号団地中央通(道道恵庭栗山線)等において交通環境の改善や整備を促進するとともに、千歳バイパス、羊ヶ丘延伸の配置について検討を行い、さらに、これら主要幹線道路を補完し、都市の骨格を形成するよう格子状に、泉沢新アークセス道路、3・4・21号9線通、3・4・50号28号通、3・5・33号鉄北通、3・4・107号恵南柏木通、3・4・111号基線通、3・4・123号団地中央通などの幹線道路の整備を推進する。また、広域的な連携を図る3・3・106号島松大通の延伸を計画する。
 - ・住区レベルの道路については、近隣住区内の幹線となる補助幹線道路やそれに連絡する住区内の主要な区画道路の整備を促進する。
 - ・千歳市の市街地の鉄道による著しい交通渋滞の解決のため、JR長都駅周辺地区での鉄道の高架化を検討する。
 - ・恵庭市においても都市形成の成熟度をふまえて、適切な時期に鉄道の高架化の検討を行う。
 - ・サイクリングロードについては広域での自治体連携等によるサイクルネット構想が検討されていることから、広域自転車道の整備促進を図る。
- b 駐車場・駐輪場**
- ・駐車場・駐輪場については、駅周辺における駐車場・駐輪場需要に対応するため効率的な駐車場・駐輪場整備を検討する。
- c 自動車ターミナル**
- ・郊外と都市とを結ぶバス輸送を円滑に処理するため、千歳駅周辺にバスターミナル機能を設け、交通結節点としての利便性の向上を図る。
- d 空港**
- ・航空機の大規模化、高速化及び年々増大する航空需要に対応するとともに、国内幹線空港としてだけでなく、わが国の北の国際拠点空港として、今後とも増加の見込

物の需要に対応できる整備促進を図る。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりである。

a 道路

- ・ 北海道横断自動車道の整備を促進する。
- ・ 3・2・63号道央新道（道央圏連絡道路・国道337号）の整備を促進する。
- ・ 北海道縦貫自動車道における空港インターチェンジの整備を促進する。
- ・ 3・2・54号空港泉沢大通（道道泉沢新千歳空港線）の整備を促進する。
- ・ 3・2・26号美々駒里大通（道道早来千歳線）の拡幅整備を促進する。

b 空港

- ・ 新千歳空港の第2旅客ターミナルビルを含めた全体計画の早期完成を図るとともに、空港周辺の環境整備を進める。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

近年における都市化の進展は、市街地の保水遊水機能の低下による中小河川の氾濫、雨水排水施設の整備の立ち遅れによる浸水被害などの問題をもたらしている。

このため、土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア 下水道

- ・ 生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水被害の防止を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため、下水道整備を促進する。

イ 河川

- ・ 河川については、流域の現況や洪水特性を踏まえ、「石狩川水系千歳川河川整備計画」に基づき積極的に治水施設などの整備を促進する。また、市街地の開発にあつては、流域が本来有している保水、遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画などを勘案し、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境の保全に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

- ・ 本区域における下水道の整備は将来の土地利用計画と整合を図りながら公共下水道により整備する。

まれる国内、国際航空旅客及び貨物の需要に対応できる新千歳空港の整備促進を図る。

- ・ 空港機能を補完するため、新千歳空港周辺の土地の有効利用を図る。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりである。

a 道路

- ・ 北海道横断自動車道の整備を促進する。
- ・ 3・2・63号道央新道（道央圏連絡道路・国道337号）の整備を促進する。
- ・ 3・2・54号空港泉沢大通（道道泉沢新千歳空港線）の整備を促進する。
- ・ 3・2・26号美々駒里大通（道道早来千歳線）の拡幅整備を促進する。
- ・ 3・4・123号団地中央通（道道恵庭栗山線）の立体交差化及び路線の整備を促進する。
- ・ 3・4・21号9線通、3・4・50号28号通、3・5・33号鉄北通、3・4・107号恵南柏木通、3・4・111号基線通、3・4・123号団地中央通などの整備を図る。

b 空港

- ・ 新千歳空港の第3期部分の早期完成を図るとともに、空港周辺の環境整備を進める。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

近年における都市化の進展は、市街地の保水遊水機能の低下による中小河川の氾濫、雨水排水施設の整備の立ち遅れによる浸水被害などの問題をもたらしている。

このため、土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合をもたせ、総合的な治水対策などに努める。

ア 下水道

- ・ 生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水被害の防止を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため、下水道整備を促進する。

イ 河川

- ・ 河川については、流域の現況や洪水特性を踏まえ、積極的に治水施設などの整備を促進する。また、市街地の開発にあつては、流域が本来有している保水、遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画などを勘案し、総合的な治水対策に努めるとともに、自然環境の保全に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

- ・ 本区域における下水道の整備は将来の土地利用計画と整合を図りながら公共下水道により整備する。

公共下水道の普及率は平成17年で千歳市が97.7%、恵庭市が96.8%であり、引き続き市街地の普及を目指し、整備促進を図る。

イ 河川

- ・河川については、市街地の進展に伴う土地利用の変化、市街地の拡大等による流出量の増大に対する安全性の確保に十分配慮するとともに、市街地の公園緑地とネットワークを強めて、河川の親水性の向上に努め、周辺環境に配慮した河川整備を促進する。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

- ・本区域における都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、千歳市を排水区域とする千歳公共下水道及び恵庭市を排水区域とする恵庭公共下水道の整備を図る。
- ・千歳公共下水道については、清流及び美々に処理場を配置し、排水区域内にポンプ場、幹線管渠を確保するとともに、適切な改築更新を図る。
- ・恵庭公共下水道については、中島松地区に処理場を配置し幹線管渠を適切に確保し、順次処理区域の拡大を図る。
- ・雨水処理については河川改修整備の進捗を踏まえ、市街地整備との整合を図りながら、雨水貯留機能を備えた流出抑制対策を計画する。

b 河川

- ・千歳川、長都川、漁川、島松川、柏木川、ユカンボシ川などの河川は、治水上の安全性を確保するために、市街地整備との整合を図りながら順次整備促進を図るとともに、河川環境の保全、親水性に配慮した潤いのある河川空間の創出に努める。美々川については、自然環境の保全に努める。
- ・流域の地形特性、土地利用状況、洪水被害の実態を踏まえて、それぞれの地域に適合した流域対策に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内実施を予定する主要な事業は次のとおりである。

a 下水道

- ・千歳公共下水道では、千歳川左岸地区などの幹線管渠の整備を行うとともに、老朽化した下水道施設は長寿命化を図りながら改築更新を図る。
- ・恵庭公共下水道では、市街地整備に対応し、管渠整備を進めるとともに、処理場の整備を行う。また老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら計画的な改築更新を行い、機能維持を図る。

b 河川

- ・河川については、千歳川、長都川、漁川、島松川、柏木川、ユカンボシ川などの整備の促進を図るとともに、内水対策、流域対策について、地域で協議を行い必要な対策をすすめていく。

公共下水道の普及率は平成12年度末で千歳市が97.4%、恵庭市が95.2%であり、引き続き市街地の普及を目指し、整備促進を図る。

イ 河川

- ・河川については、市街地の進展に伴う土地利用の変化、市街地の拡大等による流出量の増大に対する安全性の確保に十分配慮するとともに、市街地の公園緑地とネットワークを強めて、河川の親水性の向上に努め、河川整備を促進する。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

- ・本区域における都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、千歳市を排水区域とする千歳公共下水道及び恵庭市を排水区域とする恵庭公共下水道の整備を図る。
- ・千歳公共下水道については、処理水量の増大に伴い千歳市浄化センターの整備を進め、未整備地区内の普及を図るとともに、適切な改築更新を図る。
- ・恵庭公共下水道については、処理水量の増大に伴い処理場の整備を進めるとともに、合流地域の改善を図る。
- ・雨水処理については河川改修整備の進捗を踏まえ、市街地整備との整合を図りながら、雨水貯留機能を備えた流出抑制対策を計画する。

b 河川

- ・千歳川、長都川、漁川、島松川、柏木川、ユカンボシ川などの河川は、治水上の安全性を確保するために、市街地整備との整合を図りながら順次整備促進を図るとともに、河川環境の保全、親水性に配慮した潤いのある河川空間の創出に努める。美々川については、自然環境の保全に努める。
- ・流域の地形特性、土地利用状況、洪水被害の実態を踏まえて、それぞれの地域に適合した流域対策に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内実施を予定する主要な事業は次のとおりである。

a 下水道

- ・千歳公共下水道では、千歳川左岸地区の各幹線管渠及び千歳市浄化センターの整備を行うとともに、老朽化した下水道施設の改築更新を図る。
- ・恵庭公共下水道では、処理水量の増大に伴い処理場の整備を行う。雨水処理について、河川改修により整備された河川と、市街地整備との整合を図りながら、雨水貯留機能を備えた流出抑制対策を講じた整備について計画し、幹線管渠の整備を図る。また老朽化した下水道施設の改築更新を図る。

b 河川

- ・河川については、千歳川、長都川、漁川、島松川、柏木川、ユカンボシ川などの整備を行うとともに、内水対策、流域対策について、地域で協議を行い必要な対策をすすめていく。

(3) その他の都市施設

① 基本方針

a 廃棄物処理施設

- ・一般廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」を準拠し、各市において定める「一般廃棄物処理計画」等に基づき、計画的な施設の整備及び維持管理を図る。また、民間事業者等による一般廃棄物処理施設は、各計画における位置付け等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。
- ・産業廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう誘導を図るとともに、各計画における位置付け等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

b 市場

- ・千歳市の公設地方卸売市場は、消費ニーズの多様化や市場外取引の増大により、市場の取扱量が減少しており、市場として適正な規模を検討する。

② 主要な施設の配置の方針

a 廃棄物処理施設

- ・千歳市の一般廃棄物処理施設は、再資源化施設及び焼却施設、隣接して埋立処分場を美々地区に設置しており、当分の間、この処理体制を維持するとともに効率的・効果的なごみ処理体制の充実を図るため、広域化についても検討を行う。
- ・恵庭市の一般廃棄物処理施設は、中間処理施設としてリサイクルセンターを島松沢地区に配置しているが、ごみの減量化及び再資源化を図る観点から、生ごみをエネルギー資源として活用する生ごみ資源化処理施設、さらには紙資源化処理施設の整備を図るとともに、ごみ焼却施設を整備する。

b 市場

- ・千歳市公設地方卸売市場は、上長都地区に配置されているが、市場の取扱量が減少しており、市場としての適正な規模を検討する。

③ 主要な施設の整備目標

a 廃棄物処理施設

- ・千歳市の廃棄物再資源化施設については、破碎処理施設の整備を行い、再資源化の機能向上を図る。
- ・恵庭市では、生ごみ資源化処理施設は平成 24 年度、紙資源化処理施設及びごみ焼却施設は平成 27 年度の供用開始を目標として、計画的な施設整備を進める。

(3) その他の都市施設

① 基本方針

a ごみ処理施設

- ・本区域のごみ処理については、衛生的な都市環境の保全を図るため、清掃思想の啓発を通じ、市民の理解と協力を得ながら、ごみの減量化、再資源化の促進を図るとともに、計画的な収集処分、リサイクル体制の確立を図り、収集業務の推進とごみの適正処理を推進し、併せて長期的視点に立ちながら廃棄物処理施設の整備を図る。
- ・特に恵庭市においては、北海道のごみ処理広域化計画を踏まえ、広域によるごみ処理体制を道央地域ごみ処理広域化推進協議会による「ごみ処理広域化施設整備基本方針」を策定する中で、「ごみ処理広域化施設」の整備を予定する。

② 主要な施設の配置の方針

a ごみ処理施設

- ・千歳市のゴミ処理施設は、中間処理施設として破碎処理施設、焼却処理施設及びリサイクルセンターが各 1 施設、隣接して埋立処分場をそれぞれ美々地区に設置しており、当分の間、この処理体制を維持する。
- ・恵庭市のごみ処理施設についても、中間処理施設として破碎処理施設及びリサイクルセンターが各 1 施設、最終処分施設として埋立処分場が設置されており、当分の間この処理体制を維持する。しかし、昭和 54 年 5 月より移動を開始していたごみ焼却施設が平成 9 年改正施行の廃棄物の処理に関する法律に規定するダイオキシン類排出基準及び施設の構造・維持管理基準を満たすことができず、平成 14 年 11 月 30 日に運転を停止した。このことから、可燃ごみの処理について、道央地域ごみ処理広域化推進協議会（2 市 4 町による構成）において取り組むこととする。そのため、当面、可燃ごみ処理施設が整備されるまでの間は盤尻地区に設置されている埋立処分場において処理する。

③ 主要な施設の整備目標

- 恵庭市では、ごみ焼却施設の閉鎖に伴う「ごみ処理広域化施設」について、道央地域ごみ広域化推進協議会（2 市 4 町による構成）における配置計画により、平成 17 年度から施設整備を計画し、平成 20 年度から供用開始できるように努める。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・中心商業業務地及び恵庭市のJR恵庭駅周辺については、商業業務機能のより一層の集積と拡大を図るため、市街地再開発事業などにより、土地利用の高度化を図るとともに魅力的で快適な都市空間の確保に努める。
- ・既成市街地の住宅地のうち、都市基盤施設が未整備な地区については、計画的に面的整備を促進し、土地利用の増進と良好な住環境の創出を図る。

- ・新市街地については、積極的に土地区画整理事業などによる計画的開発を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

(2) 市街地整備の目標

千歳市においては、中心市街地地区における交流拠点にふさわしい、快適な歩行者空間の確保と景観形成を進めるとともに、市街地の開発においては、おさつ駅みどり台地区、北陽高校前地区及びあづさ地区の土地区画整理事業の推進により、低層住宅を主体とした良好な住宅地供給を行う。

恵庭市においては、地域中心における土地利用の転換や高度利用を促進し、鉄道駅との連携を図りながら、土地のポテンシャルにあった合理的な土地利用と商業・業務機能の集積を図る。恵庭駅周辺は、土地区画整理事業、市街地再開発事業の推進により、市の玄関口にふさわしい快適で魅力ある地域商業業務地としての再構築を図る。恵み野駅西口地区は、土地区画整理事業の推進により、商業・業務地を中心とする宅地の供給を行う。

4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は、石狩平野の南端に位置し、南西部及び東部を山岳・丘陵地帯で囲まれ、区域内には千歳川・漁川をはじめとする水量豊富な清流が貫流し、郊外では広大に広がる農地が防風林の配置と程よく調和し、優れた田園景観を有している。

また、北海道の空の玄関口である新千歳空港を有し、道央ベルト地帯の中央にあつて、道都札幌市とも主要交通施設で結ばれ、人口、産業規模ともに増加傾向を示していることから、都市化の進展が予想され、秩序ある都市形成と豊かな緑に包まれた環境の維持形成などについて積極的な取り組みが一層必要となつている。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域の中心商業業務地については、商業業務機能のより一層の集積と拡大を図るため、市街地再開発事業などにより、土地利用の高度化を図るとともに、商店街の近代化を進め、魅力的で快適な都市空間の確保に努める。

既成市街地の住宅地については、新たな環境阻害要因の侵入を排除するとともに、都市基盤施設及び生活環境施設が未整備な地区については、計画的に面的整備を促進し、土地利用の増進と良好な住環境の創出を図る。

また、市街地内に残存する未整備未利用地については、公的な土地利用計画及び市区計画制度の活用により土地利用の増進を図る。

市街化進行地域については、土地区画整理事業などによる計画的開発を進め、公共施設の整備及び土地利用の増進を図るとし、残存する未整備未利用地については、周辺地区と調和のとれた計画的開発を誘導し、地区計画制度の活用など無秩序な市街化の防止を図る。

新市街地については、積極的に土地区画整理事業などによる計画的開発を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

(2) 市街地整備の目標

千歳市においては、JR千歳駅周辺での公共交通機関による交通結節機能の充実を目的とする。JR千歳駅周辺整理事業を推進し、中心市街地地区における交流拠点にふさわしい、快適な歩行者空間の確保と景観形成を進めるとともに、市街地の開発においては、勇舞地区、みどり台地区及び勇舞第二地区の土地区画整理事業の推進により、低層住宅を主体とした良好な住宅地供給を行う。

また、恵庭駅周辺は、土地利用の転換や高度利用を促進し、恵庭駅との連携を図りながら、土地のポテンシャルに見合った合理的な土地利用と商業・業務機能の集積を図るためにも、市街地開発事業による再整備等を推進することによって、市の玄関口にふさわしい快適で魅力ある中心商業・業務地としての再構築を図る。

4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は、石狩平野の南端に位置し、南西部及び東部を山岳・丘陵地帯で囲まれ、区域内には千歳川・漁川をはじめとする水量豊富な清流が貫流し、郊外では広大に広がる農地が防風林の配置と程よく調和し、優れた田園景観を有している。

また、北海道の空の玄関口である新千歳空港を有し、道央ベルト地帯の中央にあつて、道都札幌市とも主要交通施設で結ばれ、JR長都駅周辺・美々・柏台地区及び黄金戸磯・牧場川沿地区をはじめとする都市化の進展と産業経済活動の増大が予想され、秩序ある都市形成と豊かな緑に包まれた環境の維持形成などについて積極的な取り組みが一層必要となつている。

このことから、豊かな自然資源と共存を図りながら、将来とも自然環境豊かな街づくりを進めていくために、

- ・住区基幹公園の優先的な整備
- ・緑豊かな運動公園の設置
- ・清流と河畔林を活かした緑の軸の育成強化
- ・市街地縁辺の樹林地の保全

等の施策が求められている。

これらの施策を進めると、緑地形態については、南北に千歳川、長都川、漁川、蘭越地区周辺の樹林地及び防風林、東西に空港周辺の樹林地及び防風林をそれぞれ骨格とした格子型を基本とする。この骨格的な緑地をはじめ自然環境に優れた美々公園や郷土性の高い漁川河川緑地の整備保全とともに、基本的な緑地の形態に即応しつつ「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観構成」などの機能が総合的に発揮されるように、「緑の基本計画」に基づき、公園緑地などを適正に配置し整備を図る。

② 緑地の確保目標水準

緑地の確保目標量 (平成32年)	将来市街地に対する割合	都市計画区域に対する割合
将来市街地内 都市計画区域内 約522ha 約653ha	約10%	約1%

③ 住民一人あたりの都市公園等の面積

年次	平成17年(基準年)	平成32年(目標年)
都市計画区域人口 一人当りの目標水準	33.4 m ² /人	39.8 m ² /人

(2) 主要な緑地の配置方針

① 環境保全系統の配置方針

- ・都市における緑地の骨格を形成する緑地として、千歳川及び漁川などの河川緑地並びに青葉公園、蘭越地区周辺の樹林地及び恵庭公園等の樹林地の保全を図る。
- ・自然環境保持のため泉沢地区、豊栄神社境内等の樹林地の保全を図る。

② レクリエーション系統の配置方針

- ・各住区毎に近隣公園、街区公園を適正に配置するとともに、3～4住区に1箇所の地区公園を配置し、子供の遊び場や青壮年または老人の身近な運動、休養の場の整備を図る。
- ・住民の休養、休息、運動、教養、自然、文化とのふれあい等を通じて、住民の健康の維持・増進、文化活動の涵養等に資するように、総合公園、運動公園の整備を

このことから、豊かな自然資源と共存を図りながら、将来とも自然環境豊かな街づくりを進めていくために、

- ・住区基幹公園の優先的な整備
- ・緑豊かな運動公園の設置
- ・清流と河畔林を活かした緑の軸の育成強化
- ・市街地縁辺の樹林地の保全

等の施策が求められている。

これらの施策を進めると、緑地形態については、南北に千歳川、長都川、漁川、蘭越地区周辺の樹林地及び防風林、東西に空港周辺の樹林地及び防風林をそれぞれ骨格とした格子型を基本とする。この骨格的な緑地をはじめ自然環境に優れた美々公園や郷土性の高い漁川河川緑地の整備保全とともに、基本的な緑地の形態に即応しつつ「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観構成」などの機能が総合的に発揮されるように、「緑の基本計画」に基づき、公園緑地などを適正に配置し整備を図る。

② 緑地の確保目標水準

緑地の確保目標量 (平成22年)	将来市街地に対する割合	都市計画区域に対する割合
将来市街地 都市計画区域 約499ha 約750ha	約9%	約2%

③ 住民一人あたりの都市公園等の面積

年次	平成12年	平成22年
都市計画区域人口 一人当りの目標水準	26.9 m ² /人	35.1 m ² /人

(2) 主要な緑地の配置方針

① 環境保全系統の配置方針

- ・都市における緑地の骨格を形成する緑地として、千歳川及び漁川などの河川緑地並びに青葉公園、蘭越地区周辺の樹林地及び恵庭公園等の樹林地の保全を図る。
- ・自然環境保持のため泉沢地区、豊栄神社境内等の樹林地の保全を図る。
- ・新千歳空港周辺の環境を保全するため、空港周辺に樹林地を配置する。

② レクリエーション系統の配置方針

- ・各住区毎に近隣公園、街区公園を適正に配置するとともに、3～4住区に1箇所の地区公園を配置し、子供の遊び場や青壮年または老人の身近な運動、休養の場の整備を図る。
- ・住民の休養、休息、運動、教養、自然、文化とのふれあい等を通じて、住民の健康の維持・増進、文化活動の涵養等に資するように、総合公園、運動公園の整備を

図る。

- ・レクリエーション利用効果を高めるとともに、日常の通勤買い物等に利用される緑道の整備を図る。
- ・貴重な水辺空間である千歳川、漁川等の河川敷を多目的なレクリエーションの場として利用を図る。
- ・河川のもつ優れた生態や風致機能の増進を図る、開拓記念公園及び観光レクリエーションの場となるサームンパークを配置する。

③ 防災系統の配置方針

- ・地震・火災などの災害時の避難地として、公園緑地の整備を図り、千歳川、漁川、その他河川緑地を防災帯として配置するほか、緑道を避難路として配置する。
- ・美々地区、戸磯地区などの工業団地周辺及び工業地と住宅地が隣接する地域については緩衝緑地を配置し、整備を図る。
- ・空港周辺に防音などに資する緩衝樹林を配置する。
- ・土砂流出、崩壊等による災害を防止するため、桂木地区、大和地区及び柏木地区などの急傾斜地の斜面緑地の保全や整備を図る。

④ 景観構成系統の配置方針

- ・街並みの背景となる青葉公園から蘭越地区周辺にいたる樹林地、恵庭公園内の森林、北信濃地区及び戸磯地区の防風林などの保全を図る。
- ・都市景観として、サームンパーク、グリーンベルトの保全・活用と漁川河川緑地の整備を図る。
- ・郷土景観として意識の高い、遺跡や寺社と一体的な樹林地の整備、保全を図る。
- ・市街地内及び空港アクセス沿道においては、街路樹の植栽や広幅員道路の緑化とあわせ、緑道を配置するなど都市景観の向上に資する緑地の整備を図る。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

① 公園緑地等の整備目標及び配置方針

公園緑地等の種別	配置方針	整備目標 (㎡/人)	
		平成17年	平成32年
街区公園	誘致距離の標準を250mとして配置する。	3.2	3.5
近隣公園	1住区1箇所を標準として配置する。	2.6	3.3
地区公園	3～4住区に1箇所を標準として配置する。	2.2	2.2

図る。

- ・レクリエーション利用効果を高めるとともに、日常の通勤買い物等に利用される緑道の整備を図る。
- ・貴重な水辺空間である千歳川、漁川等の河川敷を多目的なレクリエーションの場として利用を図る。
- ・河川のもつ優れた生態や風致機能の増進を図る、開拓記念公園及び観光レクリエーションの場となるサームンパークを配置し、整備を図る。

③ 防災系統の配置方針

- ・地震・火災などの災害時の避難地として、公園緑地の整備を図り、千歳川、漁川、その他河川緑地を防災帯として配置するほか、緑道を避難路として配置する。
- ・美々地区、戸磯地区などの工業団地周辺及び工業地と住宅地が隣接する地域については緩衝緑地を配置し、整備を図る。
- ・空港周辺に大規模な防音などに資する緩衝樹林を配置する。
- ・土砂流出、崩壊等による災害を防止するため、北信濃地区及び西島松地区の斜面緑地の保全を図る。

④ 景観構成系統の配置方針

- ・街並みの背景となる青葉公園から蘭越地区周辺にいたる樹林地、恵庭公園内の森林、北信濃地区及び戸磯地区の防風林などの保全を図る。
- ・都市景観として、サームンパーク、グリーンベルトの保全・活用と漁川河川緑地の整備を図る。
- ・郷土景観として意識の高い、遺跡や寺社と一体的な樹林地の整備、保全を図る。
- ・市街地内及び空港アクセス沿道においては、街路樹の植栽や広幅員道路の緑化とあわせ、緑道を配置するなど都市景観の向上に資する緑地の整備を図る。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

① 公園緑地等の整備目標及び配置方針

公園緑地等の種別	配置方針	整備目標 (㎡/人)	
		平成12年	平成22年
街区公園	誘致距離の標準を250mとして配置する。	3.0	3.1
近隣公園	1住区1箇所を標準として配置する。	2.5	2.9
地区公園	3～4住区に1箇所を標準として配置する。	2.3	2.2

<p>(4) 主要な緑地の確保目標</p> <p>① おおむね10年以内に整備予定の主要な公園緑地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域のおおむね10年以内に整備すべき主要な公園緑地等については、各市において定める「緑の基本計画」による配置計画に基づき、公園緑地等の整備を予定する。 <p>② おおむね10年以内に指定予定の主要な特別緑地保全地区等の地域地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域での、緑地保全地区等については、指定目標及び指定方針に従い、計画的に指定について検討し、逐次、都市計画に定め、その保全を図るものとする。 	<p>(4) 主要な緑地の確保目標</p> <p>① おおむね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千歳市では、おおむね10年以内に整備すべき主要な公園緑地等については、運動公園として青空公園の整備を予定する。 ・恵庭市では、おおむね10年以内に整備すべき主要な公園緑地等については、「恵庭市緑の基本計画」による配置計画に基づき公園等の公共空地の整備を予定する。 <p>また、西島松北地区に都市計画墓園を計画する。</p> <p>② おおむね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域での、緑地保全地区等については、指定目標及び指定方針に従い、計画的に指定について検討し、逐次、都市計画に定め、その保全を図るものとする。
---	--